



Title	満洲国における司法官養成機関：司法部法学校（1934-1939）を中心に
Author(s)	小野，博司
Citation	阪大法学. 2025, 74(6), p. 1-47
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100790
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

満洲国における司法官養成機関

——司法部法学校（1934-1939）を中心に——

小 野 博 司

1 はじめ

筆者はかねてより、明治政府が主導して行った近代法の継受が、「日本法」の歴史の一場面でしか取り上げられていない現状に物足りなさを感じてきた。確かにそれは、「日本」法の歴史における大きな転換点であり、今日の日本法の基礎を形作った決定的な出来事であった。しかし同時に、西洋社会のローカルルールであった近代法（思想）が、今日のような世界的法思想へと飛躍する過程（「近代法のグローバル化」）の第一歩であったという、法の歴史に記録される重大な出来事でもあったはずである。そのため筆者は、この歴史的転換点を対象とする近代日本法制史は、かつて等閑していた植民地（外地）も視野に収めて、各地域における近代法継受の過程（「近代法のローカル化」）を論じるとともに、地域間の法のつながりを辿る「東アジア近代法史」という問いにも取り組むべきだと主張してきた⁽¹⁾。

この作業を行ううえで、長年いわばミッシングリンクとなっているのが、満洲国（1932-1945）である。満洲国の法の特徴をはじめて明らかにした山室信一は、その1991年の論考の中で、「『満洲国』の法と政治についての研究はきわめて乏しく、とりわけ法制に関しては瞥見の限りでは今後の課題として残されている」ことを慨嘆した。これに関しては、今日においても劇的な変化が見られるわけではないが、国内外において研究が発表されるようになっており、以前よりは状況は改善しているといえよう⁽²⁾。かくいう筆者も、行政争訟法である⁽³⁾

訴願手続法（1937年）と家族法である親属継承法（1945年）について小論を著⁽⁴⁾し、一つの法の中に、内地法、外地法、そして中華民国法が複雑に絡み合う姿を確認した。

満洲国の法は、東アジアにおける法の坩堝ともいえるものであるが、これを運用していたのは、いかなる法律家だったのであろうか。東アジアにおける近代法伝播の道筋を辿るという筆者の関心からすれば、法の内容もさることながら、それを作り、あるいは使った法律家の地域を跨ぐ移動も含めた生態の解明がきわめて重要となる。しかし、着実に成果が重ねられている法制定史に比べて、満洲国の法学教育や法律家については、司法部次長を務めた前野茂の証言⁽⁵⁾や書き残したものを引用するにとどまるもの⁽⁶⁾がいまだに少なくなく、資料にもとづいた研究は、緒に就いたばかりである⁽⁷⁾。

これに関する前野の議論の特徴は、自身を含む日系司法官の「活躍」を強調する点にある。確かに、法典編纂をはじめとする司法制度改革において、内地から派遣された日系司法官が果たした役割は大きく、司法部（本部）や、検察庁を含む司法機関の枢要な地位（主に次長）は彼らによって占められた。しかし、満系司法官も法典編纂に参加しなかったわけではなく、近年では、「馮涵清⁽⁸⁾の中国人が、満洲国司法体制の基盤を築き上げ、その後の満洲国の司法のあり方を方向付けた⁽⁹⁾」との仮説を提示する呉迪⁽¹⁰⁾の論考も発表されている。それにそもそも、司法官全体の約8割を占める彼らの存在を無視したままで、満洲国司法制度を語ることは大きな無理がある。その意味において、「今後の研究としては（中略）満系（中国人）の誰が学生として選拔され、誰が教育にあたり、誰が幹部人材として有望視され、誰がすでに中堅幹部以上であったか⁽¹¹⁾を個人の人生に焦点を当て、満洲国の崩壊後を含めて実際はどうであったのかを追跡し、同時期にはわからなかった政策の成否を検証する段階にある⁽¹²⁾」という三橋陽介の指摘は、この分野における今後の課題を的確に捉えたものだと考えられるのである。

本稿は、この満洲国司法史研究における新たな問いに対して、「司法中堅⁽¹³⁾之人材」の「造成」を目標に掲げ、康德元（1934）年10月に開校した司法部法学学校における法学教育について論じることで、その一部に答えることを目指す。

同校については、主に新京法政大学（1939-1945）の前身機関としてこれまでも言及されることはあった。しかし、その実態がどのようなものであったのかはいまだ明らかにされていない。本稿では、限られた資料ではあるがそれらにもとづいて、できる限り詳細にその組織、教育内容、成果を明らかにしていく。

2 創設事情

大同元（1932）年3月に建国された満洲国において、当初司法制度改革に取り組んだのは、司法部総長に就任した馮涵清⁽¹⁴⁾であったとされる。馮は司法部創設直後に、「従来法院に属直されていた檢察庁を法院に対置せしめ⁽¹⁵⁾」る訓令（司法部訓令字1号）を発したのを始め、「首都新京に最高法院と最高檢察庁を新設し、（中略）會計關係の適正化⁽¹⁶⁾」等にも取り組んだ⁽¹⁷⁾。さらに、11月23日から12月27日の1ヶ月超にわたり日本に出張し、司法機關を中心に視察を重ねるとともに、司法部に対して「司法法規制定のため、法律に精通した専門家の招聘を申し入れその斡旋方を依頼⁽¹⁸⁾」した。⁽¹⁹⁾

このように、満洲国司法部より比較的早い時期から協力要請があったものの、「日本司法部の満洲国司法部援助の方針はなかなか決定されなかつた⁽²⁰⁾」。この流れを変えたのが、昭和8（1933）年8月に、齋藤實内閣が閣議決定した「満洲国指導方針要綱」である。同要綱は、「治外法権ノ漸進的撤廃ヲ實現スル」方針を明らかにし、これに必要な施策として、「満洲国ノ司法ニ関シテハ特ニ同国ノ国民性ト習俗トヲ尊重シ速ニ法制ノ整備及組織ノ充實ヲ図リ遍ク遵法ノ美風ヲ養成セシムルト共ニ對外的信用ノ確立ヲ期」すことを求めた。これをうけて司法部は満洲国司法部を支援して、「できるだけ速かに司法法規を制定し、裁判關係、檢察機關、監獄等の物的人的内容を整備充實しなければならぬ⁽²¹⁾」くなり、8月から9月にかけて、皆川治廣次官も渡満のうえ視察を行った。⁽²²⁾

満日双方から期待された改革の陣頭指揮をとるために、阿比留乾二（元奉天省政府法律顧問⁽²³⁾）に代わり、古田正武（元大審院検事）が総務司長に就任した。法典編纂及び司法組織改革を実現するために彼が計画したのは、「裁判及檢察事務ノ指導並督励ニ当ルト共ニ涉外案件ノ審理及檢察ヲ担当シ貰フコトシ度

⁽²⁴⁾シ」⁽²⁴⁾と馮も望んでいだ日系司法官の招聘であった。具体的には、「最高法院に五名、各高等法院に一ないし三名、新京、奉天、営口、撫順、安東、吉林、延吉、ハルビン、チチハル等の主要都市所在の地方法院に各一名の日系裁判官を、そしてそれぞれの対置検察庁に各一名の日系検察官を日本から招聘し、治外法権撤廃の暁には日本人関係の事件を担当せしめること」⁽²⁵⁾が目指された。「日系司法官の急速かつ大量な満洲国招致」⁽²⁶⁾のために満洲国司法部は、渡満する者に対して「在任期間は三年とすること、俸給は現在のその約二倍ないし三倍とすること、本人及び家族の往復旅費を支給すること」⁽²⁷⁾といった破格の条件を提示した。しかし、「土匪や反満抗日軍が横行し、治安が定まっておらず、民度も文化も低く、疫病が流行し、酷寒酷暑の地として伝えられている満洲の地に、関東軍の力が強いといわれている満洲国」⁽²⁸⁾に彼らを迎えるのは実際容易でなかった。また、「招聘司法官の任期三年ということは極秘中の極秘事項とされていたのであるが、これがどこからとなく漏れ伝わ」⁽²⁹⁾り、「大同学院卒業者や最初から骨を満洲の地に埋める覚悟で志願した日系官吏の間から、司法部の日本司法官招聘に対し批判の声が起こりはじめた」⁽²⁹⁾。

このように、日系司法官の招聘は容易ではなく、そもそも限界があり、また批判されたため、彼らの目は、必然的に満系司法官の再教育と養成に向けられた。「学校教育に関する事務は言う迄もなく文教部の所管である」が、「法律学校の如き専門的教育に対する施設は、今後尚ほ相当の時日を経過した後でなければ実現は至難な実情にある。とは言へ、我が司法部としては、可及的速かに部内の充実を企図し、以て治外法権撤廃の目的を達成せんと希求してゐる今日、拱手して文教部の計画実現を待つ訳には行かない」と、司法部による法学校の設置が急がれたのである。⁽³⁰⁾当時人事科長であった前野茂（元東京地方裁判所判事）によれば、法学校創設は、古田の「主唱のもと独自の立場で」、「明治初年日本司法省が司法省法学校を開設した例に倣っ」⁽³¹⁾⁽³²⁾て進められた。

「被植民民族が法律を学ぶことを抑制するのは、日本の植民地統治の一貫したやり方」⁽³³⁾であり、外地に法律学校を設置することにも熱心ではなかった。京城帝国大学（法文学部）や台北帝国大学（文政学部）でも法学を学ぶことはできたが、いずれも内地等への留学中に思想を悪化させることを懸念して「やむ

を得ず設置⁽³⁴⁾」されたという側面が強かった。満洲国が法学校の設置に積極的だったのはこうした例に照らすと意外であるが、一応「独立国」であったことに加え、治外法権撤廃を前にして、司法部首脳が満系司法官養成を喫緊の課題と捉えていたからだと考えることができよう。

3 部班

開設の準備は、康德元（1934）年6月26日より前野以下、人事科員によって進められ⁽³⁶⁾、8月18日に司法部法学校官制（勅令105号）が公布された（同日施行）。官制（3条1項及び5条1項）にしたがって、校長は総務司長の古田が、学監は人事科長の前野がこれを兼任した。学生の監督を掌る学監については、康德4年5月の官制改正（勅令1002号）で人事科長の兼任でなくてもよくなり、翌月に神宮司操（陸軍予備役歩兵大佐）が就任した。

校舎は開校には間に合わず、「荒野の一部に円く区切られた一画に過ぎ⁽³⁷⁾」なかった大同広場に面する司法外交両部の合同庁舎の「西端に突出した一角の階下を三箇の教室一箇の事務室一箇の教授室に形作り之を本校の校舎に代用⁽³⁸⁾」した。翌年7月、南嶺に新校舎が完成した⁽³⁹⁾。「電燈、ステイム、大きな机、椅子、箱及び柔軟なロシヤ毛布等が備へてある」4室以外に、食堂、浴室、「ラヂオを聴き、新聞紙を閲覧する為の閲覧室」を持ち、「室外にはテニスコート、バスケットコート、スケート場等⁽⁴⁰⁾」も備え付けられた。校舎は後に新京法政大学に受け継がれたが、満洲国崩壊後は「国民党の長春守備の本部となり、中共軍の大砲の目標となり南から進軍して来た中共軍の為に破壊され」、その後「蒋介石の援軍が南から長春に迫った時、今度は中共軍が法大校舎を防衛陣地とした為、またも砲撃の的となって甚大な被害を受けて殆んど破壊された上に、さらに中共軍が反撃して蒋介石の軍隊を降伏させ排除したそうで、建物は全く変形してしまった⁽⁴¹⁾」という。

司法部法学校は2部制をとった（司法部法学校規程1条）。「本校の中核を為すべき組織⁽⁴²⁾」とされる第一部は甲班、乙班に分けられた（同）。正課に当たるのが30歳以下⁽⁴³⁾（4期生より25歳未満に引き下げ⁽⁴⁴⁾）の高等中学程度の学校卒業者

を対象とする修業年限3年の甲班（募集人員：若干名→⁽⁴⁵⁾30名→⁽⁴⁶⁾60名→⁽⁴⁷⁾60名→⁽⁴⁸⁾50名）であり、専門学校程度以上の法政学校卒業者を対象とする修業年限2年の乙班（募集人員：若干名→⁽⁴⁹⁾30名）はいわば速成課という位置づけであった（同2条及び5条）。乙班は、「中華民国経営に係る法科大学の卒業者其他法学を教授する専門学校の卒業生が相当数職なきまま市井に残れる見込」から、「法官の養成を一日も速に達成せんとする本部の企図に因り斯の如く一年を短縮したる便法」として置かれたものであった。⁽⁵⁰⁾乙班学生（45名）の半数は、「元來は瀋陽に設立された張氏政権における最高学府」⁽⁵¹⁾であった東北大学（13名）と「日本法（大陸法）から深い影響を受け（中略）英米法から深い影響を受けた東呉大学と並んで、「南東呉、北朝陽」と、称された」⁽⁵²⁾朝陽大学（11名）の卒業生であった。

また甲班には内蒙古地域からの推薦者が⁽⁵³⁾、乙班には現職の司法部属官又は法院、檢察庁の書記官で、所属長官から推薦され詮衡を受けた者が退職のうえ入学を認められた（同3条）。前者は継続して受け入れられたが⁽⁵⁴⁾、後者は諸般の事情により一度限りで終了となった。⁽⁵⁵⁾

第二部は満系司法官の再教育を目的に設けられた。⁽⁵⁶⁾40歳以下の現職の推事（のち審判官）又は檢察官で、所属長官から推薦され詮衡を受けた者を対象とし、修業年限は6月である（同4条、5条）。人事科長であった前野は、満系司法官の「中間層の（中略）実態を確かめるため、（中略）各高等の長官から中堅幹部及びその候補者を推薦せしめ、その中から一回約二十名を選別して司法部法学校に入学せしめ、数ヵ月精神的並びに実務の再訓練を行い、各自の能力と人物の考査を遂行しその実態を把握した」とその意図を述べる。⁽⁵⁷⁾

第二部における満系司法官の再教育は3期をもって休止され、「之に代りて」⁽⁵⁸⁾、「日本高等文官司法科試験合格者で、司法省に採用漏れになった者」⁽⁵⁹⁾から選任された日系学習法官の修習指導が行われるようになった。その嚆矢は、「一九三六年七月一日学習法官として（中略）採用」⁽⁶⁰⁾された⁽⁶¹⁾18名で、「法学校では、在学中約一ヵ月にわたって満洲全土の旅行を行ない、その他各方面の人々から建国事情、民族、産業、經濟事情等の講話を聞き、あるいは支那語を正課として修得せしめるなど、満洲国官吏として必要とする教育を施した。このほかは

司法官としての修習方法は全く日本の司法官試補の修習方法と同様の方法を採用⁽⁶²⁾した。ただし、彼らは「全員入寮、満系学生と起居寝食をともにしつつ（寝室と教室は別）、修習に専念することとな⁽⁶³⁾った」ものの、満系在校生とは、「自由な会話が出来ぬ為⁽⁶⁴⁾に兄弟の如く心から打とけて話し合ふ機会を持ち得なかつた」という。日系学習法官の受け入れは2回で終了した。「満洲のように行政力の強いところでは、とかく行政と司法の間に摩擦が起き易い」ことから、これを緩和する目的もあって、「1938年6月2日採用の日系学習法官（第三期生）二二名は全員大同学院に入学」することになったからである。⁽⁶⁵⁾

学生は、午前7時半に起床し、午後10時半に就寝する寄宿舎生活を送り、手続を経たうえで土曜日のみ外泊が許された。⁽⁶⁷⁾法律学の学習に集中させるため、図書館に置かれる一般雑誌は『中央公論』程度であったという。⁽⁶⁸⁾しかし、こうした「思想封鎖⁽⁶⁹⁾」の環境に置かれていても、「発展前途⁽⁷⁰⁾」を目指す学生たちは、給食費の高さや給食係の態度に不満を持ってストライキを起こしたことはあったものの⁽⁷¹⁾、基本的には勉学に明け暮れた。

在学中、第一部學員には毎月30円以内の学費、乙班學員中、司法部属官又は法院若しくは檢察庁の書記官であった者には原則毎月30円以上50円以内の学費、第二部學員には現俸給に加えて50円以内の研究手当が支給された（同8条ないし10条）。そのほかにも、「授業料を免除することはもちろん、学用品代、宿泊費、食費、被服費等はすべて国庫負担⁽⁷³⁾」とされた。⁽⁷⁴⁾

進路は、第一部卒業生は当初「学習推事或学習檢察官司法部職員等」に「任用⁽⁷⁵⁾」するとされていたが、法院組織法（康德3年勅令1号）48条により学習法官に採用されることになった。⁽⁷⁶⁾学習法官は、「一年六月以上法院及檢察庁ニ於テ実務ヲ修習シ考試ニ及合」すると審判官及び檢察官への任用資格を得ることができる（同46条）、内地の司法官試補に当たるものである。学習法官は、内地の判任官に当たる委任官（二等）待遇であり、俸給は月俸85円以上100円以下であった（康德3年勅令107号「学習法官ノ待遇、給与ニ関スル件」1条及び2条）。その後、文官令（康德5年勅令95号）が制定・施行され、康德5年の法院組織法改正（勅令238号）により学習法官に代わり置かれた高等官試補（文官令21条）は、高等官考試合格者から採用されることになった。ただし、

論 説

甲班学生については、新京法政大学の卒業生となった4期生と5期生も、「文官令第百十八条ノ規定ニ依ル現職者ノ特例ニ関スル件」(康德5年勅令232号)8条及び同改正(康德6年勅令85号)により、無試験で高等官試験補に採用される「特権」を与えられた。

4 入学試験

第一部の入学試験は筆記試験(「学力検定」)、口頭試験(「口頭試問」)からなり(司法部法学校規程2条)、当初前者の科目は、甲班は論文と数学(算学、代数、幾何)⁽⁷⁸⁾、乙班は論文と法制大意であった。⁽⁷⁹⁾甲班は5回、乙班は2回入学試験が実施された。以下に掲げたのは、康德2年6月に実施された第2回筆記試験(数学、英語を除く)⁽⁸⁰⁾の問題である。日本語(初等程度)は、この時より英語とともに選択科目に加えられた。⁽⁸¹⁾

【甲班】

論文

- 一、治国使衆莫如法論
- 二、司法部法学校學員之覚悟

日語

- 一、於左側漢字之日本語読方以日本語之片仮字写上
(一) 皇帝 (二) 家ノ前 (三) 父ト母 (四) 学校 (五) 先生
(六) 我国 (七) 満洲帝国 (八) 汽車 (九) 旅行 (十) 水 (十一) 食事 (十二) 万年筆 (十三) 命令 (十四) 火 (十五) 会社
(十六) 牛馬 (十七) 新京 (十八) 軍隊 (十九) 利害 (二十) 友達
- 二、訂正左側文中之誤
(一) 我々満洲国人アル
(二) 今日ハ天気ワルイ

- (三) 行クナイデス
- (四) 甘イモノスキデス
- (五) 私ココ居リマス

【乙班】

論文

- 一、論日満一徳一心之意義
- 二、百年之計莫如樹人論

法制大意

- 一、論公法與私法之区别
- 二、何謂目的刑主義試言其大要

日語

甲班と同じ

筆記試験は主要都市（新京、奉天、哈爾浜）で行われ、これに合格した者は法学校において口頭試験と身体検査を受けた。口頭試験の範囲は広く、社会科学から自然科学に及び、ビスマルクやムッソリーニの人物や事績が問われたこともあったという⁽⁸²⁾。

第1回入学試験を前に、志願者の「数は満洲国原住民の新国家に対する信頼度を示すバロメーターたるべきものとして注目された」⁽⁸³⁾が、その待遇の良さが幸いしてか、⁽⁸⁴⁾1,210名（甲班901名、乙班309名）が出願した。⁽⁸⁵⁾「しかもそれは広く全国にわたっており、匪賊地帯といわれている治安の悪い地方からも多数志願者が現れて当局を喜ばせた」⁽⁸⁶⁾。10月15日に開校した司法部法学校には61名⁽⁸⁷⁾が入学した。内訳は、第一部の甲班31名（うち推薦1名）、乙班30名（うち推薦者8名）であった（第二部1期生は、遅れて康德2年1月に入学した）。⁽⁸⁸⁾彼らの学力は司法部が想定していたよりも低く、「日本に於ける中学校第三学年の学生に比しても其の甲乙を知り得ざるに近いもの」⁽⁸⁹⁾に過ぎなかったという。甲

論 説

班推薦者は北平朝陽大学預科中途退学の経歴を有する蒙系の達穆林扎布⁽⁹⁰⁾、乙班推薦者は、67名の司法部属官や法院書記から選ばれた。彼らはおしなべて中華民國の大学で法学を学んだり、または日本への留学経験を持つ人々であった。

第2回（康德2年8月入学）には、甲班に865名（合格者39名）、乙班に174名（合格者20名）⁽⁹¹⁾が出願した。志願者が半数近く減少した乙班の募集はこれをもって打ち切られたが、これは彼らの学力が「甲班の学生の学力に比して大なる差別なきことおのづから知らるるに至」⁽⁹²⁾ったことが一因である。その後、第3回（康德3年3月入学）には582名（合格60名）、第4回（康德4年3月入学）には1,635名（合格55名）、第5回（康德5年3月入学）には785名（合格50名）⁽⁹³⁾が受験した。

甲班3期生から5期生までの180名を対象とした記録では、学生の年齢は、23歳が49名、22歳が34名、24歳が26名であり、最年少は19歳、最年長は33歳であった。出身地は奉天省が6割以上の112名と圧倒的に多く、吉林省（14名）、錦州省（11名）、安東省、興安南省（以上10名）⁽⁹⁴⁾がこれに続く。また出身校を多い順に並べると、奉天師範（21名）、奉天第二工科高中（12名）、興安師範（11名）、海城師範（10名）、南満中学堂（9名）、遼陽師範（7名）、遼陽兩級中学、東豊師範、旅順高等公学校、奉天高級中学、吉林第一兩級中学（以上6名）、四平街師範、開原県立師範、吉林師範（以上5名）⁽⁹⁵⁾となる。甲班3期生と4期生を中心とする在學生146名の私生活に関する別の調査によれば、戸主の職業は農業が91名、商業が29名、官吏が12名であり、4分の3の者（109名）が既婚者で、うち67名が子どもを有していた。そのため、康德2年に寄宿舎⁽⁹⁶⁾が出来た直後には、学生たちが「寄宿生活に堪へ得るや」との不安も抱かれたという。

5 教員

官制上、教授は4名（のち5名）⁽¹⁰¹⁾、助教授は7名（のち8名）とされたが（司法部法学校官制2条）、康德元年12月1日の時点で任命されていたのは教授1名、助教授1名のみであった。⁽¹⁰²⁾

（阪大法学）74（6-10） 1398〔2025.3〕

教授の西村義太郎は、明治29年12月に富山県で生まれた。大正10年4月に東京帝国大学法学部を卒業し、5月に司法官試補となり12年3月に判事に任命された。康德元年4月、東京控訴院判事を辞して渡満し、北満特別区高等法院推事に就任した。⁽¹⁰³⁾5年8月に司法部法学校教授を退官して翌月東京控訴院判事に復帰し、昭和16年12月に浦和地方裁判所部長に転じた。⁽¹⁰⁴⁾昭和21年6月に大審院判事に補されたが、翌日退職を命ぜられて弁護士に転じた。⁽¹⁰⁵⁾司法部法学校入りの理由は西村自身にも知らされなかったが、福岡地方裁判所判事時代に九州帝国大学で刑事訴訟法の講師を務めた経歴⁽¹⁰⁶⁾が買われたのかかもしれない。西村は、康德4年5月の官制改正（勅令1002号）により「校長ヲ輔佐シ校長支障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ」（3条ノ3）主事がおかれた際には、これに充てられた⁽¹⁰⁷⁾（西村の離満後は、最高法院庭長から転任してきた筒井雪郎がこれを引き継いだ⁽¹⁰⁸⁾）。

民政部警務司事務官から助教授となった林喜泰は、光緒27（1901）年7月に西豊に生まれ、日本に留学して昭和4年に京都帝国大学法学部を卒業した人物である。⁽¹⁰⁹⁾東北邊防軍司令長官公署秘書上辨事、同中校秘書、奉天省省会公安局行政課長、奉天省高等警察学校教員、奉天自営警察局保安科長、天津市公安局司法科長等を経て、康德元年満洲国に入った⁽¹¹⁰⁾。司法部法学校で勤務した後も累進を重ね、康德9年6月に營口市長に就任した。⁽¹¹¹⁾

陣容は徐々に整えられ、彼らも含めて【表Ⅰ】の挙げた人々が教授、助教授に名を連ねた（括弧で記載されている担当科目は、後継機関である新京法政大学での担当）。その顔触れを見ると、司法部内部の人事異動でこれに就いた者以外に、事情があって内地を離れた者が含まれている。昭和9（1934）年に発表した「大化改新管見」に対し、皇室と蘇我氏を同列に論ずるのは国体の尊厳に疵つけるもの⁽¹¹²⁾として教員団体や右翼から攻撃をうけた瀧川政次郎や、教員間の対立により解職された元同志社大学助教授の野村重臣等⁽¹¹³⁾がこれに当たる。瀧川は渡満の事情を「私は筆禍事件を起こして中央大学教授の職を失い、生活に窮した。当時中央大学法学部長であられた林頼三郎氏は私を憐み、私を満洲国司法部法学校教授に推挙して下さったので、私は渡りに船とそれを受けて渡満してしま⁽¹¹⁴⁾った」と述べている。

【表 I】司法部法学校教員⁽¹¹⁵⁾

職位	氏名	前官職	担当科目	後官職
教授	王永興	民事司第三科長	刑事訴訟法	刑事司法務科長
	小檜山隆一	札幌区裁判所判事		吉林高等法院庭長
	瀧川政次郎	中央大学教授	論理学、法律史学、法理学	吉林高等法院審判官
	陳明德	民事司事務官 (助教授より昇任)	国際私法	中央司法職員訓練所 教官
	筒井雪郎	最高法院庭長	(国際私法)	新京法政大学教授
	程光銘	司法部参事官	刑事訴訟法各論、刑事訴訟法、 民事訴訟法、法理学、強制執行法	臨時政府司法部秘書
	中根不羈雄	立教大学教授	債權通則、経済学	総務庁法制処参事官
	西村義太郎	北満特別区高等法院 庭長	民法、民法総則	東京控訴院判事
	藤崎朋清	関東庁警察官練習所 教務嘱託	組織法、行政法、民法（債權各 論）、債權総則、債權法総論、 債權法各論、親属、経済学	死亡
	松木太郎	第二高等学校講師 (助教授より昇任)	(会社法、手形法、海商法)	新京法政大学教授
助教授	村教三	民事司事務官	(民法物権法)	建国大学教授
	岩崎二郎	民事司属官	物権法、債權法、債權法各論、 刑法各論、論理学、(刑法総則、 刑法各論)	新京法政大学助教授
	尾坂俊夫	総務司属官		死亡
	木村辰雄	総務司属官		総務司文書科長
	康成九	法学校訳官	(国語)	新京法政大学助教授
	古川英一	新京監獄典獄佐		中央刑務官訓練所教官
	野村重臣	同志社大学助教授		総務庁事務官
	林喜泰	民政部警務司事務官	組織法、行政法、親属法、国際 公法、国際私法	総務庁法制処参事官

設立に関わった前野は「専任教授並びに講師の任命委嘱（中略）は予想以上
に困難な事柄⁽¹¹⁶⁾」であったと回想しているが、上記の教授、助教授以外にも、司
法部（本部）や法院に所属していた多くの日系司法官が講師として教壇に立ち、
いわゆる主要法律科目を担当した。現時点で判明している顔ぶれ（括弧内は担
当科目）は、村教三（物権法）、及川徳助（物権法総則）、菅原達郎（商法総
（阪大法学）74（6-12）1400〔2025.3〕

論)、角村克巳(会社法)、瀬下清明(海商法)、尾坂俊夫(刑法・刑事試験)、宮本増蔵(刑法)、松原重美(民事訴訟法)、森清次(民事訴訟法)、牧野威夫(民事訴訟法)、西尾極(民事訴訟法)、清水鼎良(刑事訴訟法)、米田正式(刑事訴訟法)、恒次重義(公司法)、深町穂積(法医学)である。彼らのうち菅原(民法)、角村(商法)、牧野(民事訴訟法)、松原(商法)は立法担当参事官として法典起草に取り組んでおり、⁽¹¹⁷⁾司法官を目指す学生にとっては、起草者意思にも触れることができる、かなり恵まれた学習環境であったといえよう。

6 授業科目と授業内容(1)―日本語教育―

法学校の教授時間は週42時間である(司法部法学校規程6条)。科目(時間)は、第一部甲班第一学年が訓育(2時間)、組織法(2時間)、刑法(総論)(4時間)、民法(総則物権)(8時間)、刑事訴訟法(総則)(4時間)、行政法(2時間)、国際公法(2時間)、論理学(2時間)、経済原論(2時間)、日本語(12時間)、英語(2時間)、同第二学年が訓育(2時間)、商法(総則票拠)(8時間)、刑法(各論)(4時間)、民法(債権総則契約)(8時間)、刑事訴訟法(各論)(2時間)、民事訴訟法(総則)(4時間)、法医学(2時間)、日本語(10時間)、英語(2時間)、同第三学年が訓育(2時間)、商法(公司法海商法)(8時間)、国際私法(2時間)、民法(債権各論親属継承)(8時間)、法理学(2時間)、民事訴訟法(各論)(2時間)、比較法制(4時間)、日本語(10時間)、英語(2時間)である。法律科目については、「日本に於ける法科大学につき定められたると大体同様」⁽¹¹⁸⁾にしたという。

同乙班は、第一学年が訓育(2時間)、組織法(2時間)、行政法(2時間)、商法(総則手形票拠)(4時間)、刑法(総論各論)(6時間)、刑事訴訟法(総則)(2時間)、民事訴訟法(総則)(3時間)、民法(総則物権債権総則)(7時間)、国際公法(2時間)、日本語(12時間)、第二学年が訓育(2時間)、法医学(2時間)、法理学(2時間)、商法(公司法海商法)(6時間)、比較法制(2時間)、刑事訴訟法(各論)(2時間)、民事訴訟法(各論)(4時間)、民法(債権契約債権各論親属継承)(9時間)、国際私法(2時間)、日本語(11

時間)と定められた。

また第二部は、訓育(2時間)、組織法(2時間)、民事演習(12時間)、刑事演習(8時間)、国際私法(2時間)、比較法制(2時間)、法理学(2時間)、日本語(12時間)が教授された。満系法官の再訓練が目的であったことから、授業も「裁判檢察の実務的方向の教授訓練」⁽¹¹⁹⁾が主とされた。

科目の中で最も重視されたのが、各部ともに10時間ないし12時間の授業時間があてられた日本語である。実際「開校当時の入学者は概して日本語につき何等の智識なく、話すことは愚か片仮名平仮名の類すら知らざる者大部分」であったため、「卒業の暁は日本法官に交りて日用会話の一端を話し、又は日本の法律著書判例集の類をも判読し得る学力をつけむ」⁽¹²¹⁾のに、法学校は大いに苦心した。また「日系講師の講義には必ず通訳官がついた」⁽¹²²⁾が、「総じて法律的教養無きか少くとも法律的教養の乏しき人々」⁽¹²³⁾であったため、早期の日本語修得は法律学習効率化のためにも必須であった。入学試験においても第2回から日本語(初等程度)は選択科目となり⁽¹²⁴⁾、康德3年1月に実施された第3回からは必修科目とされた⁽¹²⁵⁾。

法学校では、「第二学年末に於て日語の法律講義を完全に理解し得る程度に到らしめ併せて司法官としての法律的常用日語に通ぜしむること」⁽¹²⁶⁾を目指し、康德4年に教授の中根不羈雄(のち藤崎朋清)を責任者に、翻訳官の石川亦(主任)と高木信行によって独自の教科書が作成された。その結果、「会話及形式上の自然的発展に依る各課の配置、発音と文字の区別、法律専門語と常識語との配合上の調和、生氣ある教材の採用、等に関し最新の注意を払」った「五十課より成る」「一学年生の読方、会話の教科書」が完成した。⁽¹²⁷⁾しかし、「教材を生氣ある日常生活に求め成るべく従来の教科書風のものを避けたいと念しつつ、尚ほ従来の型に捉われた教材の選択を全くは脱しえなかつた」等の課題が当初から認識されていたため、翌年再び藤崎が責任者となり、「五十一課約百三十頁であつて第一学年に対して旧教科と併用し第二学年にも取捨して用ゆべき」⁽¹²⁸⁾新たな教科書が作られた。「国定教科書、新聞雑誌、法律、地理、歴史等の単行本(中略)或は旅行案様のもの」から題材が取られ、内容は、「日常の一般会話より始まつて法庭の傍聴の終り其の間に日本の今昔の風物、
(阪大法学) 74 (6-14) 1402 [2025.3]

戦争、事変等を配し以て日語のみの詰め込みの弊に陥らず同時に趣味を以つて日本の国風を知り得る様に編纂⁽¹³¹⁾された。

これらの教科書は残念ながら発見できていないが、試験においても同じ程度の解答であれば日本語で書かれた方の点数を高くしたという、司法部法学校⁽¹³²⁾における日本語教育の内容（成果）を間接的に窺わせるものとして、康德4年に第一部甲班（1期生）に対して課された卒業試験問題を以下に挙げる⁽¹³³⁾。「作文」の題材となっている「日本旅行」とは、毎年約3週間の日程で行われた日本見学旅行のことである。3府を中心に、官衙、裁判所、検事局を視察し、また観光も行った。

一、満文日訳

我国建国已五星霜産業方面早入建築時期、現觀我国斯業情勢各種工業遂日促進勃興国内到处大小工業漸増其数極有可觀、惟查工場之經營必需過鉅資金、但工場資本之大部分為工場企業組織之土地建築物其他機械器具等多為工場設備上之固定資本。

二、日文満訳

行く手には見渡す限り緑に埋められた大平原が展開される、所々に赤紫黄等の花が咲き乱れて美しい絨氈をしきつめたやうで何とも言ひやうのない景色だ。

三、文法

左の詞の活用形を書け

蹴る。見る。行ける。面白い。られる。

四、作文

日本旅行の感想

7 授業科目と授業内容（2）—法学教育—

それでは、司法部法学校ではどのような法学教育が行われたのであろうか。現時点では講義録のような、授業の内容を直接知ることができるものを見出せていないが、それに類するものとして、西村義太郎『満洲国民法総則』（郁文社、1939年）を挙げる。刊行されたのは内地復帰後であるが、その内容は、「往年満洲国司法部法学校に奉職して民法総則編の講義をした際の案稿に、多少加筆したものに外ならぬ⁽¹³⁵⁾」から、司法部法学校で行った授業内容を伝えるものと考えてよいだろう。

満洲国民法（前3編）は、万歳規矩樓（元大阪地方裁判所判事）、菅原達郎（元東京地方裁判所判事）、川喜多正時（元大阪地方裁判所判事）を中心に起草され、康德4年6月に公布された（勅令130号）。その内容は、「実施の経験上種々」発見された「欠点」に対する「諸学者の解釈論立法論、將た又諸裁判所の判決例」により「是正せられたる日本民法を標準とし、更に日本民法の母法たるフランス民法・ドイツ民法にも遡り、又日本民法よりも新しいスイス民法及び日本民法を母法とする中華民国民法をも参酌し、而して満洲固有の諸物権及び満洲国に於ける取引の實際を考慮して制定された（中略）謂はば進歩し改良され磨きをかけられた日本民法⁽¹³⁶⁾」であった。西村の『満洲国民法総則』は、こうしてできた民法総則編の解説書で、明治民法及び中華民国民法を参照しながら総則（「通則」、「人」、「物」、「法律行為」、「期間」、「消滅時効」）に説明を加えたものである。日華両国の民法典を参照する方式をとったのは、満洲国民法の成り立ちにしたがったものであろうが、あるいは、満系学生の理解しやすさに配慮した側面もあるかもしれない。

全481頁からなる同書は、民法総則編を説明する「本編」に先立ち、100頁を超える「緒論」を置いている。「緒論」は、「国家と国民」、「法律の本質」、「法律の淵源」、「法律の種類」、「法律の効力」、「法律の解釈」の6章から構成されている。同書のもとになった講義は、甲班1年生向けの授業であったと見られることから、西村は、最初の授業の数回で、法学入門のようなことを行ってい

たと推測される。『満洲国民法総則』は教科書であるが、「緒論」中の「私は人の自由意思の存在を信じ、且其の理性の発達が遂には自然を次第に支配するに至るであらうことを肯定せむとする者である。故に、法律は人の理性の産物であつて、法律が人の自由意思を対象としてゐることを主張せざるを得ない」という部分は、西村が持つ法思想の基本的な部分を直截に示すものといえよう。開校以来、教育の中核を担った彼のこのような考えは、学生たちに広く共有されたものと推測する。

法学校で教授された内容を伝える資料は少ないため、ここでも卒業試験の問題を挙げておきたい。以下に掲げたのは、康德4年に実施された甲班1期に対する卒業試験問題である。これを見る限り法学校においては、内地の大学とあまり変わらない法学教育が展開されていたであろうことが窺える。⁽¹³⁷⁾

民事訴訟法（森講師）

- 一、草案百八十一条第一項に所謂請求の基礎とは何ぞや
- 二、裁判の成立、効力発生及確定時期如何

国際私法（林助教授）

- 一、内国法院對於涉外私法案件依国際私法應適用外国法而不適用或適用不当時当事人得上告否
- 一、外国人於我法院提起別居之依何法律
- 一、婚生子之推定及避妊訴權應依何法律
- 以上三題任択其二答之

債權法（岩崎助教授）

- 一、債權を保全する為に債權法は如何なる方法を設けたるやを述べ且其方法を簡単に説明すべし
- 二、權利の瑕疵に対する出資人の担保責任を説明すべし

海商法（瀬下講師）

論 説

- 一、船長の職務及責任
 - 二、船員雇傭関係の終了
 - 三、(A) 物品運送契約の性質
(B) 碇泊料
- ◎注意 六法の携帯を妨げず

法理学（瀧川教授）

- 一、理想法の標準を論ぜよ
- 二、行為の適法不適法と道德との関係を論ぜよ

商法公司法（恒次講師）

- 一、資本減少の方法に付簡明に説明を為し減資が株主権に及ぼす影響を説述すべし
- 二、左の諸制度制定の趣旨を説明せよ
 - (イ) 社債権者集会
 - (ロ) 転換株式
 - (ハ) 転換社債

親属法（林助教授）

- 一、監護人對於受監護人之財産応行如何職務
- 一、婚姻之撤銷與普通法律之撤銷有何異点

法律史学（瀧川教授）

- 一、大清会典の種類とその沿革
- 二、次の名辭につき知るところを記せよ
 - (1) 南台備要 (2) 問刑条例 (3) 沈家本 (4) 九九憲法

強制執行法（程教授）

- 一、債権已經消滅、而債務名義存在者、其強制執行、可得開始乎

- 二、以判決所為之仮執行宣示、與以裁決或支付命令所為之仮執行宣示、
程序上有如何不同
- 三、書記官付与判決確定証明書時所應調調査之事項

8 卒業生

内地に戻り、司法省刑事局長を務めていた古田正武は、昭和14年6月に行った講演の中で、「日本の内地から参って居ります司法官の経験のある者などは、古い、十年十五年経った満人の司法官よりは、三年だけ学校で勉強した者でも、その方がどれだけ間に合ふか、どれだけ話が早く分るか分らないといふので奪ひ合ひをして居ります⁽¹⁴⁰⁾」と、法学校卒業生が満州国司法界において高く評価されていると述べた。それでは、治外法権撤廃を目の前にし、日系司法官に比肩しうる満系司法官の養成を目指した司法部法学校で学んだ者たちは、卒業後いかなる進路を歩んだのであろうか。すでに三橋陽介が司法部法学校卒業生を念頭に、「満洲国が独自で養成した満系司法官が、着々と地方各地の各級法院に配属され、1940年代初めには一部が法院ならびに検察庁の運営に当たる上層部にまで達していた⁽¹⁴¹⁾」ことを指摘しているが、司法部法学校の教育成果を計る重要な材料となるため、より詳細に彼ら（甲班5期、乙班2期、第二部3期）のデータを示していきたい。

【表Ⅱ】は、甲班卒業生（一部推測を含む）5期255名（一部推測を含む）の一覧である。正確に言えば、司法部法学校を卒業したのは3期までである。康德6年1月の新京法政大学の設置により、3期生以降は同校に編入となり（康德5年民生部令100号・司法部令25号「司法部法学校ニ在学スル第一部学生ノ新京法政大学編入ニ関スル件」1条）、3期生卒業を待って、康德6年4月に司法部法学校は廃止された（勅令86号）。したがって、4期生と5期生は新京法政大学の卒業生となったのであるが、ここでは彼らも甲班卒業生として扱っておく。記載内容は、「氏名」、「入学年」、「入学前の学歴」、「卒業年」、「康德10年1月末時点の地位」であり、情報が資料上確認できなかった場合はその部

分を空欄とした。

『司法部法学校報』によると、1期卒業生は29名であるが、『新京法政大学要覧』は31名と資料により齟齬が見られる。【表Ⅱ】に掲げたのは、前者に掲載されている1期と2期の卒業生、そして、『政府公報』に掲載されている3期の合格者と入学者、4期の入学者、『司法部法学校報』に掲載されている5期入学者、『新京法政大学要覧』に掲載されている5期在学者である。以下の【表Ⅲ】及び【表Ⅳ】も同様であるが、「入学年」、「入学前の学歴」、「卒業年」、「⁽¹⁴²⁾ 康德10年1月末時点の地位」の記載は、原則として資料に記されているままとした。

これを見ると、康德6年12月卒業の4期生までは、ほとんどの者が司法官として勤務し、5期生はほぼ候補（新任）司法官であった。司法部（本部）勤務（4名）、高等法院審判官（4名）、地方法院審判官（8名）、地方檢察庁檢察官（14名）になっている者も散見されるが、多くは区法院（64名）や区檢察庁（53名）に勤務している。満洲国では一部の例外を除いて、司法官は地方法院（91名）や地方檢察庁（77名）ではなく、区法院（210名）や区檢察庁（159名）に多く配属されていた（専任のみ）。これらの組織に所属する甲班卒業生が、満洲国の司法制度を支えていた様子が窺えよう。

【表Ⅱ】第一部甲班卒業生（～2期）・合格者（3期）・入学者（3期～）⁽¹⁴³⁾

No.	氏名	入学年	入学前の学歴	卒業年	康德10年1月末時点の地位
1	張福新	1934	錦州県立師範学校	1937	齊齊哈爾高等法院審判官
2	張紹文	1934	奉天省立第三高級中学校	1937	司法部刑事司事務官
3	賈守維	1934	遼陽県立高級中学	1937	奉天区法院審判官
4	朱濂泉	1934	奉天省立第二工科高級中学校	1937	律師 ⁽¹⁴⁴⁾
5	胡雲清	1934	遼陽県立高級中学校	1937	安東地方檢察庁檢察官
6	陳國柱	1934	遼陽県立高級中学校	1937	新京法政大学教授
7	許雲閣	1934	哈爾濱第一高級中学校	1937	司法部大臣官房事務官
8	玄亦高	1934	北満特區区立高級中学校	1937	
9	黄清廉	1934	奉天省立奉天師範学校	1937	承德地方檢察庁檢察官
10	高紀賢	1934	奉天省立第三高級中学校	1937	哈爾濱区檢察庁檢察官

満洲国における司法官養成機関

11	樂鳳詔	1934	奉天第四高級中学校	1937	新京地方法院審判官
12	劉德助	1934	安東東邊商科高級中学校	1937	牡丹江地方法院審判官
13	劉潔塵	1934	吉林省立第二師範学校	1937	新京高等法院審判官
14	韓步雲	1934	奉天省立第一高級中学校	1937	錦州地方檢察庁檢察官
15	呂文源	1934	奉天省立第三師範学校	1937	義州區檢察庁檢察官
16	羅鳳鳴	1934	奉天省立第一高級中学校	1937	司法部刑事司事務官
17	馬達山	1934	奉天省立第一高級中学校	1937	
18	尚久鏞	1934	奉天省立海城師範学校	1937	西安地方檢察庁檢察官
19	蘇景蘭	1934	東北大学附属高級中学校	1937	錦州高等法院審判官
20	達穆林扎布	1934	北平朝陽大学預科中途退学	1937	海拉爾地方法院審判官
21	董宗禹	1934	奉天省立奉天高級中学校	1937	蚊河區檢察庁檢察官
22	田鐘瑞	1934	奉天省立奉天師範学校	1937	奉天高等法院審判官
23	宋家擴	1934	奉天省立第一高級中学校	1937	新京區法院審判官
24	王可名	1934	奉天私立文会高級中学校	1937	奉天地方檢察庁檢察官
25	王同璧	1934	吉林省立吉林師範学校	1937	新京地方檢察庁檢察官
26	呉多森	1934	東北大学附属高級中学校	1937	司法部大臣官房事務官
27	呉葆章	1934	奉天省立第二高級中学校	1937	承德地方法院審判官
28	呉寶鈞	1934	奉天省立第一高級中学校	1937	四平地方檢察庁檢察官
29	呉國鎮	1934	東北大学附属高級中学校	1937	營口地方法院審判官
30	趙可權	1935	奉天省立奉天高級中学	1938	奉天區檢察庁檢察官
31	徐蔭桐	1935	奉天省立第三高級中学	1938	齊齊哈爾地方法院審判官
32	金恒彦	1935	奉天省立奉天師範	1938	蓋平區法院審判官
33	楊景廉	1935	奉天省立奉天師範	1938	哈爾濱地方檢察庁檢察官
34	趙國棟	1935	奉天省立奉天師範	1938	琿春區檢察庁檢察官
35	邢守訓	1935	奉天省立海城師範	1938	海城區法院審判官
36	王敬民	1935	奉天省立海城師範	1938	新京地方法院審判官
37	毛順祥	1935	奉天省立海城師範	1938	死亡
38	王頤齡	1935	奉天省立海城師範	1938	哈爾濱區法院審判官
39	郭聚珍	1935	奉天省立海城師範	1938	奉天區法院審判官
40	杜貴春	1935	奉天省立東豐師範	1938	死亡
41	張鵬舉	1935	奉天省立東豐師範	1938	新京區檢察庁檢察官
42	李殿軍	1935	奉天省立第一工科高級中学	1938	奉天區法院審判官
43	李芳春	1935	奉天省立第一工科高級中学	1938	海龍區檢察庁檢察官

論 說

44	趙振達	1935	奉天省立第二工科高級中学	1938	遼陽區法院審判官
45	孫凱	1935	奉天省立奉天商科高級中学	1938	
46	于成龍	1935	吉林省立長春範	1938	稗稜區檢察庁檢察官
47	王廷楊	1935	安東省立鳳城師範	1938	鐵嶺地方檢察庁檢察官
48	楊知作	1935	奉天省立海城師範	1938	錦州區法院審判官
49	沈延海	1935	奉天省立海城師範	1938	吉林區檢察庁檢察官
50	許承元	1935	遼陽県立高級中学	1938	通遼區法院審判官
51	張春閣	1935	遼陽県立高級中学	1938	佳木斯區法院審判官
52	李卉春	1935	遼陽県立高級中学	1938	
53	劉希孟	1935	遼陽県立高級中学	1938	吉林區法院審判官
54	楊振古	1935	遼陽県立高級中学	1938	奉天區法院審判官
55	馬德超	1935	遼陽県立高級中学	1938	鄭家屯區法院審判官
56	夏雲步	1935	遼陽県立師範	1938	
57	任德恩	1935	遼陽県立師範	1938	雙城區法院審判官
58	趙殿卿	1935	安東省立通化師範	1938	撫順地方檢察庁檢察官
59	吳紹會	1935	開原県立中学	1938	凌源區檢察庁檢察官
60	王家襄	1935	遼陽県立師範	1938	公主嶺區法院審判官
61	邵國民	1935	岫巖県立師範	1938	死亡
62	高成厚	1935	西安県立師範	1938	吉林地方檢察庁檢察官
63	于作舟	1935	鐵嶺県立師範	1938	安東地方檢察庁檢察官
64	姜柏林	1935	遼中県立師範	1938	彰武區檢察庁檢察官
65	郭振玉	1935	哈爾濱第二兩級中学	1938	營口地方檢察庁檢察官
66	高東賜	1935	東北第一交通中学	1938	蓋平區檢察庁檢察官
67	王文榮	1935	河北省立第十七中学	1938	北鎮區檢察庁檢察官
68	王恩孚			1938	延吉區檢察庁檢察官
69	王者一			1938	鐵嶺區檢察庁檢察官
70	敖福永			1938	綏化區檢察庁檢察官
71	綽吉嘎瓦			1938	扎蘭屯區法院審判官
72	徐紹勳			1938	延吉區法院審判官
73	博音圖			1938	扎蘭屯區檢察庁檢察官
74	楊自榮			1938	昌圖區檢察庁檢察官
75	朱殿璧	1936			承德區法院審判官
76	榮玉賓				

満洲国における司法官養成機関

77	楊普霖				依蘭区検察庁検察官
78	黄恩遠			1938	黑山区検察庁検察官
79	于翱			1938	克山区検察庁検察官
80	張元中				錦州区法院審判官
81	孫達光			1938	
82	孟書紳				
83	高宏勛				海拉爾区検察庁検察官
84	何玉崑			1938	遼陽区法院審判官
85	韓乘雲			1937	綏化区法院審判官
86	呉兆慶				斉齊哈爾地方検察庁検察官
87	高雲程				肇東区法院審判官
88	孫永禎				哈爾浜区法院審判官
89	韓韋軒				
90	劉德懿		黒竜江省専門法政学校		鐵嶺区法院審判官
91	江崇濤				瓦房店区法院審判官
92	徐慶桐			1938	
93	葉成蔭				赤峰区検察庁検察官
94	張文昭				
95	劉盛漢				承德区検察庁検察官
96	王秀春			1938	佳木斯区法院審判官
97	戴印毓			1938	昌圖区法院審判官
98	王景岫				撫順区法院審判官
99	鄭德清				
100	鄭漢清				牡丹江区法院審判官
101	宋迺卿				通化区法院審判官
102	宋延文				
103	徐俊秀				克山区検察庁検察官
104	田方春				哈爾浜区法院審判官
105	楊景慶			1938	撫順区検察庁検察官
106	姚鴻山			1938	西安区検察庁検察官
107	李玉相			1938	法庫区法院審判官
108	李樹柏			1938	朝陽区法院審判官
109	王樹藩				

論 說

110	陳德風				朝陽区檢察庁檢察官
111	吳德富				哈爾濱区法院審判官
112	蘇德彰				
113	吳金山			1938	四平区法院審判官
114	徐威超				營口区檢察庁檢察官
115	孫紹先			1938	
116	王鐘				綏中区檢察庁檢察官
117	張維山		開原県立新制師範	1938	延吉区法院審判官
118	丁克豐				
119	王家斌				富錦区檢察庁檢察官
120	李蔚				安東区法院審判官
121	楊本琦				牡丹江区法院審判官
122	吳蘭生				大賚区檢察庁檢察官
123	馬存孝				勃利区檢察庁檢察官
124	張寶豐			1938	
125	周國賓			1938	新京区法院審判官
126	康巨堯				
127	楊興坡				
128	張忠孚			1938	通化区檢察庁檢察官
129	李秀岩				奉天区檢察庁檢察官
130	李樹春		吉林省立第一師範	1938	吉林区法院審判官
131	姜希諒			1938	遼陽区檢察庁檢察官
132	王鵬久			1938	牡丹江地方檢察庁檢察官
133	王思孚				
134	張文蘊			1938	通化区法院審判官
135	王雲峰	1937	奉天省立奉天師範	1939	哈爾濱区法院審判官
136	劉力夫	1937	奉天省立奉天師範	1939	洮南区法院審判官
137	李瀛洲	1937	開原県立師範		綏化区檢察庁檢察官
138	張永威	1937	遼陽県立師範		克山区法院審判官
139	韓永康	1937	遼陽県立師範		錦州区法院審判官
140	賈裕濟	1937	奉天省立奉天高中		吉林省檢察庁檢察官
141	金毓錚	1937	南滿中学堂	1939	延吉区檢察庁檢察官
142	陳維本	1937	南滿中学堂		遼陽区檢察庁檢察官

満洲国における司法官養成機関

143	蔣耀華	1937	錦州省立錦州師範		黒山区検察庁検察官
144	王鵬	1937	安東省立鳳城師範		
145	隋權	1937	奉天省立海城師範	1939	齊齊哈爾区法院審判官
146	丁繼飛	1937	南満中学堂		撫順区検察庁検察官
147	張珩珍	1937	奉天省立第一工科高中		承德区法院審判官
148	王増祥	1937	奉天省立奉天高中	1939	四平区検察庁検察官
149	鄭世瀛	1937	南満中学堂		
150	王永圃	1937	安東省立安東材料高中		新京地方法院審判官
151	陸墨林	1937	奉天省立奉天師範		哈爾浜区法院審判官
152	劉家梁	1937	奉天省立奉天第二工科高中		牡丹江区検察庁検察官
153	武造華	1937	東北大学附属高中		鐵嶺区法院審判官
154	田鐘崙	1937	奉天私立文会高中		洮南区法院審判官
155	程希孔	1937	安東省立鳳城師範		莊河区検察庁検察官
156	陳鳳岐	1937	遼陽県立兩級中学		奉天区法院審判官
157	馮耀宇	1937	旅順高等公学校		錦州区検察庁検察官
158	曹朗瑜	1937	奉天省立奉天高中		
159	潘景文	1937	南満中学堂		鳳城区法院審判官
160	章文書	1937	南満中学堂		
161	李文斌	1937	開原県立師範		奉天区検察庁検察官
162	金得功	1937	旅順高等公学校		吉林区検察庁検察官
163	薛廣瑩	1937	吉林省立吉林師範		
164	李恒彦	1937	奉天私立同澤高中	1939	撫順区法院審判官
165	陳東儒	1937	吉林省立吉林工業	1939	齊齊哈爾区法院審判官
166	周曾權	1937	北平私立志成高中		西安区検察庁検察官
167	張繼春	1937	莊河県立高中	1939	奉天区法院審判官
168	曲長納	1937	復県立高中		哈爾浜区検察庁検察官
169	李實譜	1937	奉天省立東豊師範		西安区法院審判官
170	楊文舉	1937	吉林省立吉林師範		新京区検察庁検察官
171	趙齋賢	1937	吉林省立第一兩級中学		佳木斯区法院審判官
172	董孝友	1937	奉天省立四平街師範	1939	新京区検察庁検察官
173	宋元敏	1937	安東省立通化師範		奉天区検察庁検察官
174	劉殿楓	1937	奉天省立四平街師範		哈爾浜区法院審判官
175	周鳳麟	1937	奉天省立四平街師範		綏化区検察庁検察官

論 說

176	李烈	1937	奉天省立東豐師範		安東區法院審判官
177	安文德	1937	奉天省立鐵嶺師範		牡丹江區法院審判官
178	叢慶國	1937	旅順高等公學校		哈爾濱區檢察庁檢察官
179	劉平	1937	濱江省立哈爾濱濱工業		海拉爾區檢察庁檢察官
180	王恩農	1937	奉天省立鐵嶺師範	1939	安東區檢察庁檢察官
181	謝良良	1937	吉林省立第一兩級中學		四平區法院審判官
182	劉名亮	1937	奉天省立海城師範		安東地方法院候補審判官
183	孫永禎	1937	開原県立師範		通化區檢察庁檢察官
184	劉宗堯	1937	開原県立師範		公主嶺區檢察庁檢察官
185	朱善亭	1937	大連商業學校		營口區檢察庁檢察官
186	洪常澍	1937	奉天省立奉天師範		黑河區法院審判官
187	張漢儒	1937	專修大學高等研究科法律科		佳木斯區檢察庁檢察官
188	能耐扎布	1937	奉天興安第一師範		通遼區檢察庁檢察官
189	巴嘎圖熱	1937	奉天興安第一師範		
190	額爾德呢阿烏拉	1937	奉天興安第一師範		
191	博彥圖	1937	奉天興安第一師範		錦州區法院審判官
192	昭理克圖	1937	熱河崇正師範		
193	李玉荊	1938	南滿中學堂		吉林地方法院候補審判官
194	玉培國	1938	奉天兩級中學		
195	張國良	1938	遼陽兩級大學		錦州地方檢察庁候補檢察官
196	史敬文	1938	遼陽県立師範		新京地方檢察庁候補檢察官
197	譚乾泰	1938	吉林第一兩級中學		吉林地方法院候補審判官
198	韓晉	1938	哈爾濱兩級中學		營口地方法院候補審判官
199	金廣勲	1938	大連商業學校		新京地方法院審判官
200	沈長瑞	1938	奉天兩級中學		
201	王文會	1938	梨樹県立師範		
202	吳繼言	1938	南滿中學堂		
203	田平遠	1938	哈爾濱兩級中學		
204	程萬里	1938	奉天第二工科高中		
205	張厚仁	1938	南滿中學堂		
206	李正笏	1938	營口商科高級中學		
207	李厚生	1938	哈爾濱工業學校		哈爾濱地方法院候補審判官
208	王明韜	1938	南滿中學堂	1940	安東地方檢察庁候補檢察官

満洲国における司法官養成機関

209	龐仁懷	1938	奉天第二工科高級中学		哈爾濱地方檢察庁候補檢察官
210	張凌岐	1938	奉天崇文高級中学		
211	徐長有	1938	哈爾濱兩級中学		
212	戚作臣	1938	旅順高等公学校	1940	新京地方法院候補審判官
213	喻庭繼	1938	奉天第二工科高級中学		延吉地方法院候補審判官
214	劉富慶	1938	鳳城師範	1940	牡丹江地方檢察庁候補檢察官
215	季文會	1938	奉天第二工科高級中学		哈爾濱地方法院候補審判官
216	裴慶國	1938	南満中学堂		承德地方法院候補審判官
217	袁樹賓	1938	吉林工業学校		奉天地方法院候補審判官
218	徐興亜	1938	齊齊哈爾師範		齊齊哈爾地方檢察庁候補檢察官
219	李常治	1938	奉天第二工科高級		洮南地方檢察庁候補檢察官
220	劉崇傑	1938	奉天師範		
221	龐稼書	1938	遼陽高級中学		承德地方法院候補審判官
222	張卓然	1938	吉林第一兩級中学		延吉地方檢察庁候補檢察官
223	王沛綸	1938	四平街師範		吉林地方法院候補檢察官
224	佟敏功	1938	奉天兩級中学		佳木斯地方檢察庁候補檢察官
225	王文興	1938	奉天第一工科高級中学	1940	奉天地方法院候補審判官
226	李生斌	1938	奉天第二工科高級中学		哈爾濱地方檢察庁候補檢察官
227	徐振鋒	1938	奉天第二工科高級中学		鐵嶺地方法院候補審判官
228	梁若楷	1938	營口水産高級中学校		牡丹江地方法院候補審判官
229	楊增貴	1938	奉天師範	1940	遼陽地方檢察庁候補檢察官
230	周祚聲	1938	吉林第一兩級中学		新京地方法院審判官
231	游起雲	1938	東豐師範		安東地方裁判所候補審判官
232	王仁寛	1938	旅順高等公学校	1939	新京地方檢察庁候補檢察官
233	高鳳翔	1938	奉天師範	1940	安東地方檢察庁候補檢察官
234	王金波	1938	旅順高等公学校		哈爾濱地方檢察庁候補檢察官
235	王長謨	1938	奉天第一工科高級中学		奉天地方檢察庁候補檢察官
236	張承舉	1938	奉天師範	1940	奉天地方法院候補審判官
237	石寶華	1938	海城師範		奉天地方檢察庁候補檢察官
238	魏心魯			1940	奉天地方法院候補審判官
239	張樾蔭				
240	王德民			1940	四平地方檢察庁候補檢察官
241	敖木巴特爾			1940	新京地方檢察庁候補檢察官

論 説

242	徳都木扎布				齊齊哈爾地方檢察庁候補檢察官
243	徐振鐘				
244	劉征鴻				哈爾濱地方檢察庁候補檢察官
245	于国珍		北京蒙蔵学校	1940	赤峰地方檢察庁候補檢察官
246	呉振亜				
247	烏那恩胡				
248	拉胡巴蒼佈				
249	陶格桃胡				
250	那紳得勒格爾			1940	齊齊哈爾地方法院候補審判官
251	佈彦散拉				
252	孫文生		奉天省立奉天師範		承德地方檢察庁候補檢察官
253	陳國興		奉天省立奉高級中学校		錦州地方法院候補審判官
254	譚朝泰		哈爾濱第一兩級中学校		
255	鄂維元		龍江省立師範学校	1940	齊齊哈爾地方法院候補審判官

【表Ⅲ】は、乙班卒業生45名の一覧である。1期27名は康德3年6月に、2期18名は4年6月に卒業した⁽¹⁴⁵⁾。入学当時の評価は、「一箇の具体的法律を学生に示して其の法条の精神を探求せしむるに、之を解すること殆ど無力に近きもの⁽¹⁴⁶⁾」と厳しいものであったが、この欠点は「在学中の努力研鑽に依りて自然の間に雲散霧消し」、卒業後は「其の能力に於て其の人物に於て従前の既成法官に比し一般に優るとも劣らずとの名声を博しつつ⁽¹⁴⁷⁾」あるとされた。この言葉を裏付けるように、康德10年1月末時点では彼らの大部分も司法官として活躍しており、甲班卒業生には見られない地方法院庭長（3名）に到達する者も存在した。

【表Ⅲ】第一部乙班⁽¹⁴⁸⁾

No.	氏名	入学年	入学前の学歴	卒業年	康德10年1月末時点の地位
1	梁偶春	1934	北満特別区法学院法律科	1936	九台区檢察庁檢察官
2	劉秀文	1934	朝陽大学法律科	1936	齊齊哈爾高等檢察庁檢察官
3	張啓瑛	1934	東北大学法学院法律学系	1936	安東地方法院審判官
4	張萬育	1934	北平民国大学本科	1936	牡丹江高等法院審判官

満洲国における司法官養成機関

5	蘇敏	1934	東北大学法学院法律専修	1936	斉齊哈爾高等法院審判官
6	張柏芳	1934	北京華北大学専門部政経系	1936	
7	劉憲文	1934	北平朝陽学院	1936	哈爾浜高等検察庁検察官
8	關文鐘	1934	奉天省立第一師範	1936	新京高等法院審判官
9	陳贊一	1934	東北大学法学院法律系	1936	德惠区検察庁検察官
10	孫繼先	1934	朝陽大学	1936	四平区法院審判官
11	周立英	1934	東省特別区警官高等学校	1936	哈爾浜地方法院庭長
12	陳海韜	1934	東北大学法学院法律学系	1936	新京地方法院庭長
13	崔良熙	1934	東北大学法学院法律学系	1936	哈爾浜高等法院審判官
14	劉然	1934	北平民国学院専門部	1936	新京地方検察庁検察官
15	馬錚援	1934	奉天東北大学法学院	1936	
16	梁紹文	1934	北平民国大学法律系本科	1936	奉天地方法院庭長
17	李輔忱	1934	東北大学法学院法律学系	1936	牡丹江区審判官
18	何仲春	1934	北満区立法学院法律系	1936	
19	史中鑑	1934	東北大学法学院	1936	
20	萬永安	1934	東北大学法学院	1936	莊河区検察庁検察官
21	趙顯章	1934	北平朝陽大学法律系	1936	撫順地方法院審判官
22	林維周	1934	早稲田大学専門部政経科中退	1936	綏中區検察庁検察官
23	周心如	1934	北平民国大学	1936	九台区法院審判官
24	孟宗周	1934	朝陽大学法律科	1936	海龍区法院審判官
25	徐恩濤	1934	北平民国大学法律専修科	1936	平泉区検察庁検察官
26	王識行	1934		1936	阜新区検察庁検察官
26	王朝烈	1935	北平朝陽大学法律系	1937	富錦区法院審判官
27	寇錫侯	1935	東北大学法科	1937	営口区法院審判官
28	李啓民	1935	清華大学法政科	1937	綏化地方法院審判官
29	魏慰庭	1935	奉天全省警官学校	1937	牡丹江高等法院審判官
30	甘作人	1935	北平朝陽大学法律系	1937	岫巖区法院審判官
31	王雲驥	1935	東北大学法科法律学系	1937	新京地方法院審判官
32	關玉萃	1935	北平中国大学法科	1937	吉林地方法院審判官
33	李顯唐	1935	北平朝陽大学法科	1937	榆樹区検察庁検察官
34	陳毅然	1935	北平私立郁文学院専門部法律系	1937	安東地方法院審判官
35	鄭海清	1935	東省特別区警官高等学校	1937	奉天高等法院審判官
36	戰耀琨	1935	東北大学法律系	1937	新京区法院審判官

37	蔡長春	1935	東北大学法律系	1937	
38	李惠	1935	北平私立民国大学専門部	1937	佳木斯地方検察庁検察官
39	張尊三	1935	北平朝陽大学法律系	1937	北安区検察庁検察官
40	孟繁賢	1935	北平朝陽学院法律系	1937	瓦房店地方検察庁検察官
41	丁仁聲	1935	北平民国大学法科	1937	哈爾浜高等法院審判官
42	孫少卿	1935	北平内務部警官高等学校	1937	拜泉区検察庁検察官
43	馬青沛	1935	北平朝陽大学法律系	1937	奉天高等法院審判官
44	劉振民	1935	北京中国公学大学部法律科	1937	伊通区法院審判官
45	張蔭東	1935	東省特別区立法学院	1937	輝南区検察庁検察官

【表Ⅳ】は、第二部卒業生（一部推測を含む）の一覧である。司法部（法曹会）が発行する『法曹雑誌』の記事では満系は3期合わせて58名とされているが、⁽¹⁴⁹⁾『第三次満洲帝国司法要覧 康德四年十二月現在』は59名とする。⁽¹⁵⁰⁾2期生と3期生は卒業生を確定できていないため、【表Ⅳ】には、資料上で在籍が確認できる者、また名簿等で卒業と記されている59名を記載した。これは日系学習法官2期生も同じである。満系は、「各所属地方司法長官の推薦をうくると共に司法部の詮衡を経由したる者にして、名実共に全満司法官中の少壮且選⁽¹⁵¹⁾良」を迎えたというだけのことはあり、康德10年1月末時点で、地方法院院長（2名）、地方検察庁庁長（4名）、高等法院庭長（7名）、最高法院審判官（4名）、区法院監督審判官（6名）、区検察庁監督検察官（2名）という高い地位に就いている者も珍しくない。⁽¹⁵²⁾第二部からは間違いなく、次代の満洲国司法界を率いる人材が育っていた。

【表Ⅳ】第二部⁽¹⁵³⁾

No.	氏名	入学年	入学前の学歴	卒業年	康德10年1月末時点の地位
1	蔣向民	1935	吉林法政専門	1935	奉天高等法院庭長
2	劉材	1935	吉林省立法政専門法律本科	1935	本溪湖区法院閩東審判官
3	陳德粹	1935	北平中国大学法律本科	1935	最高法院審判官
4	韓景春	1935	北京朝陽大学法律本科	1935	肇東区法院監督審判官
5	田玉明	1935	北京法政大学法律科	1935	承德地方法院院長

満洲国における司法官養成機関

6	關本全	1935	北京朝陽大学法律本科	1935	一面坡区法院審判官
7	王銘勲	1935	国立北平大学法律科	1935	新京高等法院庭長
8	王承楓	1935	北京国立法政大学専法	1935	最高法院審判官
9	閻鴻文	1935	吉林法政政経	1935	哈爾濱高等法院庭長
10	曲致中	1935	国立北京法政専門学校	1935	最高法院審判官
11	趙德宣	1935	北京俄文法政専門	1935	最高法院審判官
12	廖鼎彝	1935	湖北法政専門	1935	
13	王書麟	1935		1935	
14	孫金堂	1935		1935	
15	張泊	1935	北平法政学堂	1935	黑河地方檢察庁檢察官
16	楊丕煥	1935	北京朝陽第専門部	1935	海龍区檢察庁檢察官
17	胡江濤	1935	吉林法専法本	1935	死亡 ⁽¹⁵⁴⁾
18	馬駿鵬	1935	吉林法政専門	1935	錦州高等檢察庁檢察官
19	衛成志	1935	北京朝陽大学法	1935	錦州地方檢察庁庁長
20	孫樹聲	1935	北平中国大学	1935	依蘭区檢察庁檢察官
21	謝良乾	1935	吉林省立大学専門部法科		新京地方檢察庁檢察官
22	曲致明	1935	北平朝陽大学法本科		哈爾濱高等法院審判官
23	李省三	1935	東北大学法学院法律学系	1935	磐石区法院監督審判官
24	孫佩琦	1935	奉天公立法政専門学校		園場区法院監督審判官
25	王常福	1935	北平民国大学専門部法科		
26	白鴻章	1935	吉林法政学校		法庫区法院監督審判官
27	劉秉鈞	1935	北平朝陽大学専門部		奉天高等法院安東分庭庭長
28	楊芸亭	1935	北平法政大学専門部法科	1935	錦州高等法院審判官
29	賈裕堃	1935	北平大学法科		
30	所英舉	1935	北平朝陽大学専門部法科		建昌區法院審判官
31	曲一新	1935	黑竜江省法政学校	1935	哈爾濱高等法院庭長
32	王綬堂	1935	吉林省公立法政専門学校	1935	朝陽區法院監督審判官
33	華春霖	1935	北平朝陽大学専門部法科	1935	扎蘭屯地方法院院長
34	楊德宣	1935	北平中国大学法科		
35	宗延齡	1935	北平民国大学法科	1935	奉天高等檢察庁檢察官
36	单永善	1935	吉林高等法院附設承審員講習所	1935	朝陽區檢察庁監督檢察官
37	林中貞	1935	吉林省立法政専門学校		
38	程志	1935	北平中国大学法科	1935	一面坡区檢察庁檢察官

論 說

39	李靜山	1935	吉林省公立法政專門學校	1935	綏化地方檢察庁庁長
40	李雲山	1935	北京大学法科	1935	公主嶺区檢察庁監督檢察官
41	李毓潤	1936		1936	奉天地方法院庭長
42	張錦藩	1936	北平朝陽大學法科	1936	奉天高等法院審判官
43	于維森	1936	黑龍江省立法專		哈爾濱区法院審判官
44	商澤霖	1936	北京朝陽大學法律科	1936	齊齊哈爾高等法院庭長
45	王成治	1936	民國大學	1936	雙城区法院監督審判官
46	王永興				
47	佟寶英				
48	亢占魁	1936		1936	
49	叢喜順	1936	北京法大法律科	1936	寬甸区法院監督審判官
50	王曉春	1936	北京朝陽大法律科、東省特別 区法政大學	1936	新京高等法院庭長
51	李雨亭	1936	吉林省立大學法律科	1936	吉林地方法院審判官
52	于純魁	1936	北平朝陽大學專法	1936	司法部大臣官房資料科科长
53	苗雨田	1936		1936	哈爾濱高等法院庭長
54	韓士良			1935	肇東区檢察庁檢察官
55	侯振古	1936	黑龍省立法政專門學校法律科	1936	伊通区檢察庁檢察官
56	姜德宣	1936	吉林省立法專法律科	1936	克山地方檢察庁庁長
57	汪俊卿				免官 ⁽¹⁵⁵⁾
58	李靖華	1936	吉林省立法政專門本科	1936	牡丹江高等檢察庁檢察官
59	李開甲	1936	東北大法專修	1936	承德地方檢察庁庁長
60	木暮洋吉	1936	日本大學法文學部	1936	新京地方檢察庁檢察官
61	東敏雄	1936	東京帝國大學經濟學部	1936	新京高等法院審判官
62	本田一	1936	中央大學法學部	1936	齊齊哈爾高等法院審判官
63	明石日吉	1936	日本大學專門部法律學科	1936	新京地方法院庭長
64	今田秀雄	1936	日本大學法文學部	1936	牡丹江區檢察庁檢察官
65	松室達雄	1936	京都帝國大學法學部	1936	錦州高等檢察庁承德分處檢察官
66	早川義彦	1936	中央大學法學部	1936	新京地方檢察庁檢察官
67	島田善治	1936	京都帝國大學法學部	1936	新京地方檢察庁檢察官
68	木崎正孝	1936	日本大學法文學部	1936	奉天高等法院審判官
69	藤本(庄田)秀麿	1936	東京帝國大學法學部	1936	東京外國語學校教授 ⁽¹⁵⁶⁾
70	佐藤昌之	1936	東京帝國大學法學部	1936	總務庁法制處參事官

満洲国における司法官養成機関

71	松井誠	1936	東京帝国大学法学部	1936	退官 ⁽¹⁵⁷⁾
72	水口豊	1936	東京帝国大学法学部	1936	承德区法院審判官
73	横幕胤行	1936	京都帝国大学法学部	1936	哈爾浜区検察庁検察官
74	高島一郎	1936	京都帝国大学法学部	1936	新京地方法院審判官
75	長田博幸	1936	明治大学法学部	1936	
76	中村義夫	1936	明治大学法学部	1936	扎蘭屯地方検察庁次長
77	吉田芳雄	1936	京都帝国大学法学部	1936	新京地方法院庭長
78	赤津三郎	1937	東京帝国大学法学部	1937	新京区検察庁検察官
79	齋藤正義	1937	東京帝国大学法学部	1937	牡丹江高等法院審判官
80	中田長四郎	1937	東京帝国大学法学部	1937	民生部理事官
81	高橋源治	1937	東北帝国大学法文学部	1937	司法部刑事司検察科事務官
82	小島強	1937	東京帝国大学法学部	1937	地政総局官房参事官
83	阿座上遜	1937	早稲田大学法学部	1937	哈爾浜区法院審判官
84	長谷川信蔵	1937	中央大学法学部	1937	司法部民事司第三科事務官
85	高島茂	1937	中央大学法学部	1937	
86	緒方彰一	1937	東京帝国大学法学部		
87	布谷憲治	1937	中央大学法学部	1937	司法部刑事司法務科事務官
88	土井利彦	1937	関西大学法学部	1937	奉天区検察庁検察官
89	野口榮一郎	1937	明治大学専門部法科	1937	司法部民事司第二科事務官
90	沖内昇	1937	早稲田大学商学部	1937	齊齊哈爾高等法院審判官
91	陳生	1937	京都帝国大学法学部	1937	錦州地方検察庁検察官
92	山瀬文雄	1937	早稲田大学法学部		延吉区法院審判官
93	辻忠則	1937	明治大学法学部	1937	満洲産業株式会社安東出張所所長

9 むすび

満洲国司法部は、康德4年の治外法権撤廃を前に、司法制度を明治国家並みに整備するという課題に直面した。最初に実行されたのは日系司法官の採用であり、確かにこれは即効性のある方法であったが、困難や批判があり容易には進まず、また限界もあった。そこで当初は次善の策として、しかし長期的に見れば抜本的な解決策として浮上してきたのが満系司法官の養成であり、そのために、総務司長の古田正武や人事科長の前野茂が中心となって、康德元年10月

に司法部法学校が開設された。

司法部法学校は、高等中学卒業程度の学歴を有する満系の若者を3年間で司法官候補者に養成する第一部甲班、専門学校程度以上の法政学校卒業生を対象とする2年制の同部乙班、そして現職満系司法官を対象とする第二部より構成された。甲班は5度新入生を迎え入れ、3期生まで輩出した（4、5期生は新京法政大学を卒業）。乙班は2度、第二部は3度卒業生を送り出した。

入学生の中には、司法部が想定していたよりも学力の低い者や、特に初期には日本語能力を持たない者も少なくなかった。そのため司法部法学校は、独自の教科書を作成する等、日本語教育には苦心した。他方、法学教育は、専任の教員に加え、立法担当参事官を含む日系司法官が講師となり担当した。教育の中核を担った西村義太郎が執筆した教科書や試験問題を見ると、同校で行われていたのは内地同様の近代法教育であったことが強く推認される。司法部法学校における教育の方法と内容は、意図されたかどうかは別として、その設立にあたって参考にされたという司法省法学校（4年のフランス語教育と、フランス人法律家による4年間の法学教育）と同じような形態のものとなった。

司法部法学校は、閉校までに400名程度の卒業生を輩出し、そのほとんどが司法官となった。康德10年1月末時点で、法院、検察庁に勤務する審判官、検察官は、712名（候補審判官と候補検察官を含む、専任者のみ）であり、内訳は、日系が145名、満系が567名であった。したがって司法部法学校卒業者は、全体の半数超、また満系の中では約6割を占めていたということになる。この時点でも、内地から派遣された日系司法官が司法部（本部）や重要な司法機関の次長ポストを独占する当初からの形に変化は見られなかったが、満洲国司法界における司法部法学校卒業生の存在感は、確実に大きくなっていった。満系司法官の出身校としては、かつて是北京朝陽大学、奉天法政学堂、吉林法政学堂等が多かったが、満洲国末期には司法部法学校がこれらを圧倒する最大の司法官輩出機関となったのである。康德12年に満洲国が崩壊しなければ、司法部法学校卒業生が満洲国司法部の中心となったことは間違いあるまい。古田や前野といった創設者、また西村をはじめとする教師たちが目指したところは、達成されつつあったといえよう。

傀儡国家である満洲国で設置された司法部法学校に対しては、「侵略者の被侵略者に対する一種の奴隷化教育の具体的表現」であったというマクロな視点からの批判が当然にありえる。他方で、本論のように当時の資料を用いてその活動を分析する立場からは、その実態は、明治国家で行われていたのと変わらない近代法教育を施す法曹養成機関であったということもできよう。「はじめ」で述べたように、東アジア近代法史を構想する中で満洲国はミッシングリンクとなっているが、司法部法学校のような近代法教育を施す法曹養成機関が存在していたことは、同国もまた、19世紀後半に明治国家で始まった東アジアにおける跛行的な近代法の伝播の流れの中にあったことを示す、一つの「証拠」となるだろう。しかし、満洲国を東アジア近代法史の中に取り込むには、残された課題も少なくない。まずは本稿で行ったような作業を、司法部法学校の後継機関である新京法政大学やその他の在満法学教育機関についても進めていかなくてはならない。これについてはすでに作業に着手しているため、近く成果を公表していきたい。⁽¹⁵⁹⁾そして、これらの作業を行ったうえで次に、司法部法学校をはじめとする在満法学教育機関において近代法を学んだ人びとの「戦後」を明らかにしていかなければならない。【表V】は試みに作成した第二部出身日系司法官の「戦後」の経歴（一部推定を含む）である。満洲国崩壊時に彼らは概ね地方法院次長や地方検察庁次長クラスの地位にあり、通化事件に巻き込まれた者や処刑された者もいるが、帰国できた者のほとんどは、内地の法曹資格を有していたことから法律家として活躍した。「はじめ」で述べたように筆者の関心は、近代法のグローバル化という現状を前に、その重要な一部を構成した東アジア各国（地域）における近代法継受のつながりを辿ることである。そのために近年盛んに行われている同窓会研究⁽¹⁶¹⁾にも学びながら、彼らの歩みを追っていきたい。⁽¹⁶²⁾

【表V】第二部出身日系司法官の「戦後」の経歴⁽¹⁶³⁾

氏名	満洲国崩壊時の地位	「戦後」の主な地位
木暮洋吉	司法部刑事司参事官	千葉地方検察庁木更津支部長
東敏雄		弁護士

論 説

本田一		帰国前に死亡
明石日吉		弁護士
今田秀雄		帰国前に死亡
松室達雄		
早川義彦	通化地方検察庁次長	弁護士、広島県会議員
島田善治	撫順地方検察庁次長	東京保護観察所長
木崎正孝	新京高等法院審判官	相模原簡易裁判所判事
庄田秀磨	東京外国語学校教授	大阪地方裁判所判事
佐藤昌之	司法部会計科長	盛岡地方検察庁検事正
松井誠	弁護士	弁護士、衆議院議員、参議院議員
水口豊	営口地方法院次長	静岡地方裁判所兼家庭裁判所吉原支部長
横幕胤行	営口地方検察庁次長	名古屋地方検察庁検事正
高島一郎	斉齊哈爾地方法院次長	帰国前に死亡
長田博幸		
中村義夫		弁護士
吉田芳雄		
赤津三郎		茨城県民生部長
齋藤正義		横浜地方検察庁検事
中田長四郎		弁護士
高橋源治	総務庁人事処弁事	広島高等検察庁総務部長
小島強	國務院地政総局参事官	福岡地方裁判所兼家庭裁判所直方支部長
阿座上遜	西安地方法院次長	山口地方裁判所下関支部長
長谷川信蔵	司法部民事司事務官	名古屋法務局長
高島茂	四方地方検察庁次長	札幌地方検察庁小樽支部長
緒方彰一		
布谷憲治	中央司法職員訓練所教官	名古屋地方裁判所判事
土井利彦		
野口榮一郎	新京高等法院審判官	静岡地方兼家庭裁判所下田支部長
沖内昇		
陳生		
山瀬文雄		
辻忠則		

- (1) 拙稿「東アジア近代法史のための小論」『神戸法学年報』(29) (2015年)。
- (2) 山室信一「『満洲国』の法と政治—序説」『人文学報』(68) (1991年) 130頁。
- (3) 小口彦太「満洲国民法典の編纂と我妻栄」池田温＝劉俊文編『法律制度』(大修館書店、1997年)、申政武「改題」前田達明編『史料民法典』(成文堂、2004年)、末次玲子「『王道楽土』のジェンダー構想」早川紀代ほか編『東アジアの国民国家形成とジェンダー—女性像をめぐる—』(青木書店、2007年)、宮川基「満洲国刑法の研究」『東北学院法学』(66) (2007年)、田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』(有志舎、2007年)、浅野豊美『帝国日本の植民地法制—法域統合と帝国秩序—』(名古屋大学出版会、2008年)、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満洲・朝鮮・台湾—』(明石書店、2010年)、樋口秀実「満洲国「帝位継承法」の研究」『東洋学報』95 (1) (2013年)、呉旅燕＝張闖＝王坤『偽満洲国法制研究』(中国政法大学出版会、2013年)、高見澤磨「我妻栄の中華国民法典註解と満洲国民法への言及—「新発見」資料の紹介を中心に—」『名古屋大学法政論集』(255) (2014年)、鐘放『偽満洲国の法治幻象』(商務印書館、2015年)、譚娟「『満洲国親属継承法』立法過程における女性財産相続権の問題」『東洋学報』99 (3) (2017年)、西田真之「満洲における妾をめぐる立法状況の点描」『明治学院大学法学研究』(105) (2018年)、樋口秀実「満洲国における「国家」と「自由」—「人権保障法」の制定をめぐる—」『國學院雑誌』123 (3) (2022年)、呉迪「趙欣伯の日本憲法調査と旧満洲国の憲法制定」『法学研究』97 (6) (2024年)。
- (4) 拙稿「満洲国親属継承法と林鳳麟」瀧口剛編著『近現代東アジアの地域秩序と日本』(大阪大学出版会、2020年)、拙著『近代日本の行政争訟制度』(大阪大学出版会、2022年)第8章。
- (5) 「あの人この人訪問記—第113回— 前野 茂さん (上)」『法曹』(234) (1970年)、「あの人この人訪問記—第114回— 前野 茂さん (下)」同 (235) (1970年)。
- (6) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 各論』(満蒙同胞援護会、1971年)第六編(前野茂監修)、前野茂『満洲国司法建設回想記』(1985年)。
- (7) 満洲国の法学教育や法律家に言及したものとしては、副島昭一「『満洲国』統治と治外法権撤廃」山本有造編『『満洲国』の研究』(緑蔭書房、1995年)、上田誠吉『司法官の戦争責任—満洲体験と戦後司法—』(花伝社、1997年)、呉＝張＝王・前掲注(3)、鐘・前掲注(3)、拙稿・前掲注(4)「満洲国親属継承法と林鳳麟」、荻野富士夫『満洲国』の治安維持法』(六花出版、2023年)、小山絃『無策大道』を往く—熊本県人・小山令之の日本—』(論創社、2023年)、三橋陽介「満洲国の満系司法官に関する初歩的考察—戦後台湾との連続性と哈爾濱の断

絶』『セーヴェル (Север)』(40)(2024年)、その他学会報告として、小石川裕介「満洲国・建国大学における法学および法学教育」第464回法制史学会近畿部会報告(2021年)、呉迪「新京法政大学の興衰と旧満洲国の法学教育」第30回北東アジア学会(2024年)がある。

- (8) 「満系とは満洲国在住の漢族、満洲族、蒙古族を一括して呼称したものであり、場合によっては日系以外を総称するものとして用いられた」(山室信一『キメラ——満洲国の肖像〔増補版〕』中央公論新社、2004年、168頁)。本稿でも、この用法を踏襲した。
- (9) 例えば、満洲国親屬繼承法の起草委員に任命されたのは、朱廣文と千種種夫であった(『民事法典審議委員会』早稲田大学図書館所蔵『千種達夫文書』A5-21)。
- (10) 呉迪「馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備」『北東アジア地域研究』(28)(2022年)110頁。本稿の引用にあたっては、一部の人名、地名等を除いては、漢字の旧字体を新字体に改めた。
- (11) 康德4年5月1日現在の満系司法官の割合は84.2%(『領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備概況』國務院総務庁情報処、1937年、69頁)であり、同10年1月31日現在では78.7%(『満洲国司法部職員録 康德十年度』)であった。
- (12) 三橋・前掲注(7)98頁。
- (13) 馮涵清「法学校開校訓詞」『法曹雑誌』1(2)(1934年)118頁。
- (14) 「馮涵清は父・馮慶瀾の長男として、1892年に清国奉天府蓋平県で生まれ、奉天法政専門学校で卒業後、第一回の燕京司法官試験に合格した。その後、吉林省檢察庁檢察官、阿城地方檢察庁長、奉天初級審判庁監督推事、山西高等審判庁刑事延長、大同第二分延長、河東高等審判長第一分庁監督推事、河南信陽檢察分庁監督檢察官、吉林長嶺県長、京奉鐵道局第三科長・秘書長・総務処長・副局長、黒龍江省呼蘭稅捐局長、交通總司令部執法処長などの職を歴任し(中略)満洲事变後(中略)建国会議議員、奉天市政公署秘書長、奉天省実業長などの職を経て、建国後に司法部総長となった(ルビは引用者)」(呉・前掲注(10)102頁)。
- (15) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)372頁。
- (16) 前野・前掲注(6)2頁。
- (17) 呉・前掲注(10)102頁は、これらを馮の成果とし、「この一連の整備を通じて、満洲地域の司法体制は中華民国期の錯雑した局面を一変し、司法部は(中略)経済収支もコントロール下に置き地方司法機関の管理を強化させた」と説く。これについて従来の見解を代表する満洲国史編纂刊行会編・前掲(6)372-373頁は、「正規の司法機関は一部の限られた都市だけであって、多くの県公署には変則的な司法機関(中略)が全満になお多数残って」いたこと、さらに後者に関しては、「奉天高等法院、吉林高等法院及び齊齊哈爾高等法院にそれぞれ会計担当の日系(阪大法学)74(6-38)1426〔2025.3〕

書記官を派遣して現地の指導に当たさせた」(374頁)と記す。

- (18) 「奉派遣日考察司法報告書(報告國務會議)」『司法公報』(13)(1933年) 8-9頁。
- (19) 前野・前掲注(6)3頁。
- (20) 同上3頁。
- (21) 満洲国史編纂刊行会編・前掲(6)376頁。
- (22) 「司法次官皆川治広満洲国出張ノ件」国立公文書館所蔵『任免裁可書・昭和八年・任免卷五十三』(任B01831100)。
- (23) 「(前略)明治三十年三月十九日に生る。(中略)大正十一年四月三十日東京帝國大学法学部政治科を卒業し、(中略)大正十一年六月三十日南満洲鉄道株式会社に入社し、大正十五年十二月十日北京公所に勤務し、昭和六年一月一日満洲医科大学幹事に任ぜらる。昭和六年十月二十日奉天省政府法律顧問とな」(村松道司編『昭和九年版 康徳元年版 大満洲帝国名鑑』拳国社、1934年、22頁「阿比留乾二」の項)る。前野は、書き記した記録をほぼ手元に置かずに、『生ける屍一ソ連獄窓十一年の記憶一(1-3)』(春秋社、1961年)を書き上げた驚異的な記憶力の持ち主であったが、前野・前掲注(6)2頁で阿比留を「満鉄の医師」と記す等、著作の所々で誤りが見られる。
- (24) 『大同元年十一月 司法部重要実施事項 重要計画事項』8頁。
- (25) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)377頁。
- (26) 同上386頁。
- (27) 同上377頁。
- (28) 同上377頁。
- (29) 同上386頁。
- (30) 馮涵清『満洲国司法制度に就て』(國務院総務庁情報処、1934年)23頁(防衛省防衛研究所所蔵『満洲国其他に関するパンフレット綴 満洲国大系各輯等 住谷倂史資料』、アジア歴史資料センター:RefC13010338500)。
- (31) 前野・前掲注(6)34頁。呉・前掲注(10)は言及していないが、憑は、大同元年7月に示した「司法改進之方針」の中ですでに「司法人材之養成機関」の設置を挙げている(「由無線電宣関於司法改進之方針暨設施経過情形」『司法公報』(5)、1932年、64頁)。また前掲注(24)『大同元年十一月 司法部重要実施事項 重要計画事項』9頁は重要計画事項の中に「司法官養成所ノ設立並法律学校内容充実」を掲げており、あるいは法学校を設置についても、古田による改革を強調する、従来の(前野による)見方は再検討の余地があるかもしれない。
- (32) 司法部法学校教授の瀧川政次郎は、『司法部法学校報』(号数不明)(1935年)に「日本司法省法学校逸聞」(筆者未見)を執筆しており(手塚豊「司法省法学

論 説

- 校小史」同『明治法学教育史の研究』慶應通信、1988年、101頁注(122))、教員の中でも司法省法学校の存在が意識されていたことがわかる。
- (33) 王泰升(後藤武秀=宮畑加奈子訳)『日本統治時期台湾の法改革』(東洋大学アジア文化研究所・アジア地域研究センター、2010年)148頁。
- (34) 通堂あゆみ「京城帝国大学法文学部の再検討—法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に—」『史学雑誌』117(2)(2008年)61頁。
- (35) 謝政徳「台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察」『阪大法学』74(3・4)(2024年)431-433頁。
- (36) 司法部総務司調査科編『第二次満洲帝国司法要覧 康德三年十二月現在』67頁。
- (37) 西村義太郎「司法部法学校を語る」『法曹雑誌』5(1)(1938年)91頁。
- (38) 同上91頁。
- (39) 新京法政大学編「康德七年度 新京法政大学要覧」「満洲国」教育史研究会監修『満洲・満洲国』教育資料集成8 学校要覧類Ⅱ(エムティ出版、1993年)1097頁。
- (40) 許雲閣「寄宿舎生活に就て」『司法部法学校報』(22)(1937年)4頁。
- (41) 吉田守「老いの繰り言」『到草会創立二十周年記念誌 南嶺慕情』(新京法政大学同窓会到草会、1992年)28頁。ただし、同書に収められている高橋実「新京を再訪して」は、「旧校舎は鉄筋コンクリートそのままで、玄関が少し変わって居ただけ、他は国民学校として使われて」いたと記す(138頁)。
- (42) 西村・前掲注(37)85頁。
- (43) 「司法部法学校招考第一部学生」『政府公報』(142)(1934年)81頁。
- (44) 「司法部法学校招考第一部甲班生」『政府公報』(767)(1936年)235頁。
- (45) 「司法部法学校第一部招生」『政府公報』(366)(1935年)6頁。
- (46) 「司法部法学校招考第一部甲班學員」『政府公報』(526)(1935年)86頁。
- (47) 前掲注(44)「司法部法学校招考第一部甲班生」235頁。
- (48) 「司法部法学校招考第一部甲班学生」『政府公報』(1057)(1937年)164頁。
- (49) 前掲注(45)「司法部法学校第一部招生」6頁。
- (50) 西村・前掲注(37)79頁。
- (51) 毛利英介「満洲史と東北史のあいだ—稲葉岩吉と金毓黻の交流より—」『関西大学東西学術研究所紀要』(48)(2015年)345頁注(7)。
- (52) 呉迪『近代東アジア憲法の歴史的交響—理論の継受と規範の形成—』(慶応義塾大学出版会、2024年)250-251頁。
- (53) 当初は官庁の推薦により入学させていたが、やがて「法学校の側に於ても簡単な試験をした上で其の採用の人員を決定」(西村義太郎「蒙系司法官の養成に就いて」『法曹雑誌』5(5)、1938年、41頁)するようになり、さらには「口頭を
- (阪大法学)74(6-40)1428〔2025.3〕

以て中等学校の教科目に就き質問し、併せて日本語の能力を筆記の方法に依つて
験」(同42頁) するようになった。

- (54) 同上41頁。
- (55) 西村・前掲注(37)80頁。
- (56) 馮・前掲注(30)24頁。
- (57) 前野・前掲注(6)38頁。
- (58) 西村・前掲注(37)88頁。
- (59) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)385頁。
- (60) 同上387頁。
- (61) 同上387頁の記述は、第二部に入学した日系学習法官は11名と読めるが、「訣別之辞」『司法部法学校報』(21)(1937年)4頁には司法部法学校で学んだのは18名と記されている。康德3年7月に学習法官となった者は24名いるが、このうち司法部属官を免ぜられて採用された6名は、以前より司法部(本部)で法典起草作業を補助し、その後もこれを継続していたようなので、司法部法学校には入学していないと考えた(拙稿・前掲注(4)214-215頁)。
- (62) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)387頁。例えば、康德3年度に行われた日系学習法官に対する旅行の日程は、10月6日に新京を出発し、敦化、秋梨溝、額穆索、図們、牡丹江、阿城、哈爾濱、満洲里、海拉爾、甘珠爾廟、齊齊哈爾、奉天、錦県、承德、古北口、北平、天津、山海關を経て、11月1日に戻るという強行軍であった(『康德三年度 司法部日系学習法官全滿及北支旅行記録』)。
- (63) 満洲国史編纂刊行会編・同上387頁。西村・前掲注(37)88頁は、日系学習法官は「満系第一部学生と同様の訓練服を纏ひ之を同様の規律に服して訓練を受け、之と同じ室に起臥して同じ食事の箸を執」ったと述べる。
- (64) 前掲注(61)「訣別之辞」4頁。
- (65) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)416頁。
- (66) 許・前掲注(40)4頁。
- (67) 姚洪山「偽満法学校」劉海瑛編『偽満文化』(吉林人民出版社、1993年)674頁。著者は司法部法学校の卒業生のものであるが、同姓同名の者は見当たらない。ただし、甲班卒業生の中に、姚鴻山(【表Ⅱ】No106)という人物がいる。
- (68) 同上674頁。図書館で閲覧することができた雑誌は、『中央公論』と『中央公報』のみであり、他方で、司法部(法曹会)が発行する『法曹雜誌』は必読書であったという。この姚の証言を裏付けるように、甲班3期生及び4期生を中心とする146名の学生の「愛読雑誌」は、『法曹雜誌』(72名)、『中央公論』(46名)の2誌で8割を超えた(「学生私生活に関する調査」『司法部法学校報』(33)、1938年、2頁)。

論 説

- (69) 姚・前掲注(67)675頁。
- (70) 同上675頁。
- (71) このストライキには、240名あまりの学生が参加したという（同上675頁）。
- (72) 支給される学費は後に17円に変更された（前掲注(44)「司法部法学校招考第一部甲班生」235頁）。
- (73) 満洲国史編纂刊行会編・前掲注(6)383頁。衣服や寝具は借用であったという（姚・前掲注(67)671頁）。
- (74) 鐘・前掲注(3)33頁は、法学校生徒を厚遇した目的は、「中国学子的民族意志」を「消磨」することであったと指摘する。
- (75) 前掲注(43)「司法部法学校招考第一部学生」82頁。
- (76) 前掲注(44)「司法部法学校招考第一部甲班生」235頁。
- (77) ただし、法院組織法施行法（康德3年勅令67号）6条は、司法部大臣は学習法官の実務修習期間を短縮できると定め、これをうけて学習法官修習並考試規程（康德3年司法部令15号）3条は、期間を6月以上1年以下とした。
- (78) 出題範囲は後に、代数、幾何に変更された（前掲注(45)「司法部法学校第一部招生」6頁）。
- (79) 前掲注(43)「司法部法学校招考第一部学生」82頁。
- (80) 「拔萃康德二年度司法部法学校第一部入学学生之優秀答案及各考試委員之感想」『法曹雑誌』2（8）（1935年）112-113頁。
- (81) 前掲注(45)「司法部法学校第一部招生」6頁。
- (82) 姚・前掲注(67)673頁。
- (83) 前野・前掲注(6)35頁。
- (84) 姚・前掲注(67)671頁。
- (85) 前掲注(11)『領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備概況』52-53頁。
- (86) 前野・前掲注(6)35頁。
- (87) 「司法部法学校」『政府公報』（183）（1934年）65-66頁。
- (88) 新京法政大学編・前掲注(39)1097頁。
- (89) 西村・前掲注(37)81頁。
- (90) 前掲注(87)「司法部法学校」65頁。
- (91) 「司法部法学校設立原委」『法曹雑誌』1（1）（1934年）110頁。
- (92) 前掲注(11)『領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備概況』52頁、司法部大臣官房資料科編『第三次満洲帝国司法要覧 康德四年十二月現在』63頁。
- (93) 西村・前掲注(37)80頁。
- (94) 司法部大臣官房資料科編『司法部現勢』（1938年）37頁。
- (95) 「本校学生年齢別」『司法部法学校報』（37）（1938年）1頁。

- (96) 「本校学生出身省別」『司法部法学校報』(37) (1938年) 4 頁。
- (97) 「本校学生出身学校別」『司法部法学校報』(37) (1938年) 4 頁。
- (98) 前掲注(68)「学生私生活に関する調査」2 頁。
- (99) 寄宿舎は、当初南嶺の旧満洲国軍将校宿舎が利用されたが、康德3年1月に校舎に附属して設置された(司法部大臣官房資料科編・前掲注(92)63頁)。
- (100) 西村・前掲注(37)92頁。
- (101) 康德4年勅令1002号2条。
- (102) 周家璧編『司法職員録 康德元年十二月一日現在』(法曹会、1934年) 13頁。
- (103) 中西利八編『満洲紳士録』(満蒙資料協会、1937年) 474頁「西村義太郎」の項。
- (104) 『官報』(3507) (1938年) 301頁、同(4474) (1941年) 200頁。
- (105) 『官報』(5828) (1946年) 139頁、同(5874) (1946年) 84頁、同(5882) (1946年) 146頁。
- (106) 西村・前掲注(37)74頁。
- (107) 『九州帝国大学一覧 昭和二年 附第八臨時教員養成所一覧』(九州帝国大学、1927年) 96頁。
- (108) 「筒井主事新任」『司法部法学校報』(38) (1938年) 1 頁。
- (109) 中西利八編『満洲紳士録 第4版』(満蒙資料協会、1943年) 722頁「林喜泰」の項。
- (110) 三橋陽介「中国国民政府における法学既修者についての初歩的考察」小野博司＝出口雄一＝松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』(国際書院、2016年) 125頁は、「20世紀前半の中国では、幾多の政権が成立し併存していた。こうした政治的混乱は、法学教育を施されたという点で資質を同一にする法律専門職—司法官、官吏、律師(弁護士)、法科教授—の需要が一定数あったことを意味し、法学既修者にとっては在朝在野の法律専門職間を政治的に転職することが可能で、政権を跨ぐことさえあったとみられる」と指摘する。林のような人物の存在や、民国22(1933)年の東北大学法学院卒業生26名のうち4名が、翌年(大同2年)に司法部法学校第一部乙班に入学している現象は、この三橋の指摘をもって説明することができよう(王振乾＝丘琴＝姜克夫編著『東北大学史稿』東北師範大学出版社、1988年、226頁)。
- (111) 敗戦後の元同僚への対応からか、林は毀誉褒貶が相半ばしている。特に、嘉村満雄『満洲国壊滅秘記』(大学書房、1960年) 193-194頁は林に対して厳しい。
- (112) 嵐義人「瀧川政次郎博士の歩まれし道」(初出1997年) 同(「余蘊孤抄」刊行委員会編)『余蘊孤抄——碩学の日本史余話』(アーツアンドクラフツ、2018年) 283頁。
- (113) 高道基「同志社の抵抗—神棚事件からチャペル籠城事件まで—」同志社大学人

論 説

文科学研究所編『戦時下抵抗の研究—キリスト者・自由主義者の場合—Ⅱ』（みすず書房、1969年）18頁。

- (114) 瀧川政次郎「序並びに解説」三浦周行＝瀧川政次郎編『令集解釈義』（国書刊行会、1982年）28頁。
 - (115) 作成にあたっては、『官報』、『政府公報』、『司法部法学校報』、『法曹雑誌』、査厚増編『司法職員録 康德二年十二月一日現在』（法曹会、1935年）、国务院総務庁人事処編『康德四年四月一日現在 満洲国官吏録』（1937年）、中西編・前掲注（103）、司法部大臣官房資料科編・前掲注（92）、中西利八編『満洲紳士録 第3版』（満蒙資料協会、1940年）、国务院総務庁人事処編『康德七年四月一日現在 満洲国官吏録』（1940年）、「去ル七月一日執行セラレタル司法部関係殉職者並ニ物故者慰霊祭ニ就テ」『法曹雑誌』10（4）（1943年）、阿部三郎監修『宮城人事録 3版』（宮城人事興信社、1959年）、「村教三先生履歴書 民刑法研究調査の主要業績」『専修法学論集』（20）（1975年）、新京法政大学編・前掲注（39）を使用した。
 - (116) 前野茂「司法部に於ける古田氏の業績」『法曹雑誌』6（4）（1939年）18頁。
 - (117) 「民事法規制定関与者名簿」『法曹雑誌』4（7・8）（1937年）附録2頁。
 - (118) 西村・前掲注（37）81頁。
 - (119) 同上85頁。
 - (120) 同上84頁。
 - (121) 同上84頁。
 - (122) 前野・前掲注（6）35頁。姚・前掲注（67）671頁によると、学習が進むと授業中の通訳はなくなった。
 - (123) 西村・前掲注（37）84頁。訳官は当初2名であったが、康德2年11月の官制改正（勅令143号）で6名に増員された。
 - (124) 前掲注（45）「司法部法学校第一部招生」6頁。
 - (125) 前掲注（46）「司法部法学校招考第一部甲班學員」86頁。
 - (126) 「日語教材編纂委員会」『司法部法学校報』（21）（1937年）5頁。
 - (127) 同上。
 - (128) 藤崎朋清「日語委員会の其後及余談」『司法部法学校報』（22）（1937年）4頁。
 - (129) 藤崎朋清「日語教科書 第一巻成る！」『司法部法学校報』（23）（1937年）2頁。
 - (130) 藤崎朋清「新日語教科書編纂に付て」『司法部法学校報』（33）（1938年）2頁。
 - (131) 同上。
 - (132) 姚・前掲注（67）677頁。
 - (133) 「卒業試験問題（第一部甲班第一期）」『司法部法学校報』（27）（1937年）2頁。
- 〔阪大法学〕74（6-44）1432〔2025.3〕

- (134) 姚・前掲注(67)671頁によると、授業の際には、日本語と中国語のレジメが配布された。
- (135) 西村義太郎『満洲国民法総則』（郁文社、1939年）序言 3頁。
- (136) 穂積重遠「慶賀と期待」『法曹雑誌』 4（7・8）（1937年）附録39頁。
- (137) 西村・前掲注(135)16頁。
- (138) 前掲注(133)「卒業試験問題（第一部甲班第一期）」2頁。
- (139) 姚・前掲注(67)672頁によると、学生は図書館で、牧野英一や泉二新熊、また鳩山秀夫や我妻榮の著作を読んで学んだ。
- (140) 古田正武『満洲国の法治建設と治外法権撤廃後の情勢』（日本外交協会、1939年）28頁。
- (141) 三橋・前掲注(7)117頁。
- (142) ただし、日系学習法官や、王＝丘＝姜編著・前掲注(110)218-226頁に記載されている者については、それにしたがって入学前の学歴を修正した。
- (143) 作成にあたっては、「司法部法学校」『政府公報』（578）（1936年）337頁、「新入生入学式挙行」『司法部法学校報』（23）（1937年）1頁、「第一部甲班第一期乙班第二期卒業式典順序」同（27）（1937年）2頁、「第一部五期生一覧」同（33）（1938年）4頁、「第一部甲班第二期卒業生活名簿」同（37）（1938年）2頁、『満華職員録 康德九年・民国三一年版』（満蒙資料協会、1941年）、前掲注(11)『満洲国司法部職員録 康德十年度』、前掲注(115)「去ル七月一日執行セラレタル司法部関係殉職者並ニ物故者慰霊祭ニ就テ」、中西編・前掲注(109)を使用した。
- (144) 「紀元二千六百年奉祝全国弁護士大会参会者名簿（略敬称順不同）」『法曹公論』 44（11）（1940年）52頁。
- (145) 新京法政大学編・前掲注(39)1098頁。
- (146) 同上80頁。
- (147) 同上81頁。
- (148) 作成にあたっては、「司法部法学校同窓会哈爾浜支部組織告成」『司法部法学校報』（27）（1937年）1頁、前掲注(143)「第一部甲班第一期乙班第二期卒業式典順序」2頁、林維周「司法部法学校同窓会成立経過」同（28）（1937年）2頁、「日系学習法官」同4頁、前掲注(143)『満華職員録 康德九年・民国三一年版』、前掲注(11)『満洲国司法部職員録 康德十年度』、中西編・前掲注(109)を使用した。
- (149) 「司法部法学校の廃止と司法部職員訓練所の新設」『法曹雑誌』 6（1）（1939年）162頁。
- (150) 司法部大臣官房資料科編・前掲注(92)62-64頁。
- (151) 西村・前掲注(37)85-86頁

論 説

- (152) 満系の方が日系よりも高い地位の者が多いのは、前者は第二部入学時点で司法官であったのに、後者は学習法官であったという司法官としてのキャリアの違いに由来すると考えられる。
- (153) 作成にあたっては、「第一次司法部法学校第二部學員卒業典禮」『法曹襍誌』2(7)(1935年)131-132頁、「第4326号10.10.14 満洲国人見学の件」防衛省防衛研究所所蔵『公文備考 昭和10年 D 外事 卷9』(アジア歴史資料センター:Ref. C05034154700)、「第1661号11.4.9 満洲国人見学の件」防衛省防衛研究所所蔵『公文備考 昭和11年 D 外事 卷4』(アジア歴史資料センター:Ref.C05034816100)、前掲注(148)「司法部法学校同窓会哈爾濱支部組織告成」1頁、林・前掲注(148)2頁、「康德四年度本校出身者勤務箇処」『司法部法学校報』(38)(1938年)4頁、中西編・前掲注(115)、前掲注(143)『満華職員録 康德九年・民国三一年版』、前掲注(11)『満洲国司法部職員録 康德十年度』、中西編・前掲注(109)を使用した。
- (154) 前掲注(115)「去ル七月一日執行セラレタル司法部関係殉職者並ニ物故者慰霊祭ニ就テ」121頁。
- (155) 前掲注(143)『満華職員録 康德九年・民国三一年版』異動追捕表3頁。
- (156) 『会員氏名録 昭和十八年用』(学士会、1943年)221頁。
- (157) 松井誠記念出版委員会編『松井誠』(1973年)271頁。
- (158) 満洲国司法部編『司法制度整備概況』(1936年)28頁。康德3年6月1日現在では、448名の満系司法官のうち、北京朝陽大学の卒業生が96名(21.4%)、奉天法政学堂の卒業生が93名(20.8%)、吉林法政学堂の卒業生が56名(12.5%)であった。
- (159) 姚・前掲注(67)672頁。
- (160) 論考としてはまとめられてはいないが、呉・前掲注(7)の学会報告が先行研究として存在する。
- (161) 坂部晶子『「満洲」経験の社会学—植民地の記憶のかたち—』(世界思想社、2008年)、佐藤量『戦後日中関係と同窓会』(彩流社、2016年)、佐藤量ほか編『戦後日本の満洲記憶』(東方書店、2020年)、韓美怡「満洲建国大学同窓会における中国人同窓生の集団的記憶—中国側同窓生の回想録を中心に—」『民俗学研究所紀要』(46)(2022年)、同「満洲日系大学の戦後同窓会に関する歴史社会的考察—各同窓会における満洲記憶について—(1~3)」『成城法学』(89-91)(2022-2024年)、同「戦後建国大学同窓会における中国人同窓生の集合的記憶—中国側同窓生の回想録を中心に—」『グローバル地域研究』(2)(2022年)、同「旅順女子師範学校卒業生における同窓会活動の意味と機能—「にれい会」出版物の分析から—」『民俗研究所紀要』(47)(2023年)、同「新京工業大学の戦後同(阪大法学)74(6-46)1434[2025.3]

窓会における集合的記憶一日中の同窓会資料を素材として」同（48）（2024年）、及川琢英「満洲国軍関係同窓会会報にみる満洲記憶—陸軍軍官学校生を中心に—」『東洋文化研究』（26）（2024年）。

- (162) 司法部法学校、新京法政大学卒業生の戦後の歩みを包括的に論じたものはまだないが、堤智子「台湾における中国東北地区（旧満州）出身者—新京法政大学出身者を中心に—」『天理台湾学会年報』（14）（2005年）、拙稿・前掲注（4）、三橋・前掲注（7）が一部これを取り上げている。
- (163) 作成にあたっては、嘉村満雄「満洲国壊滅記（11）」『研修』（82）（1955年）、『元満洲国司法部関係者住所録 昭和26年12月1日現在』、関根小郷編『司法大観』（法曹会、1957年）、島田善治『保護司と共に』（東京保護観察協会、1964年）、中村貞成「馬占山は生きていた」満洲回顧集刊行会編『あゝ満洲』（農林出版、1965年）、寺田治郎編『司法大観』（法曹会、1967年）、『人事興信録 第二五版上』（人事興信社、1969年）、上山又六編『産経日本紳士年鑑 第八版 上』（産経新聞年鑑局、1969年）、同編『産経日本紳士年鑑 第九版 下』（産経新聞年鑑局、1970年）、松井誠記念出版委員会編・前掲注（157）、西村宏一編『昭和四十九年二月一日現在 司法大観』（法曹会、1974年）、『全国弁護士大観』（法曹公論社、1977年）を使用した。

【謝辞】

本稿の作成にあたっては、謝政徳先生と三橋陽介先生からご教示を賜った。心よりお礼申し上げる。

【付記】

本研究はJSPS科研費（課題番号：JP20K01242、JP24K00194）の助成を受けた研究成果の一部である。